

〔 平 16. 3. 5 〕
〔 金 融 小 5 〕

資 料

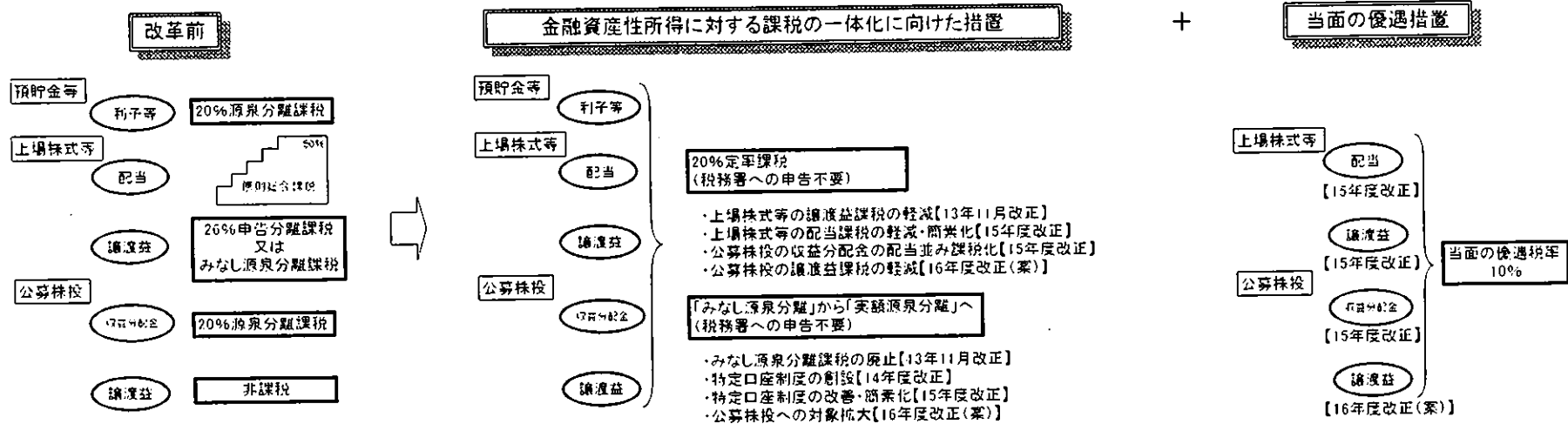
目 次

・ 「貯蓄から投資へ」に向けた金融・証券税制の改革	1
・ 日本の所得税計算の仕組み（イメージ）	2
・ 金融商品に係る損益通算の現状	3
・ 主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]	4
・ 利子所得の課税の概要	5
・ 利子所得の源泉徴収の仕組み（イメージ）	6
・ 全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移	7
・ 利子・配当課税の沿革（所得税）	8
・ 主要国の利子所得に対する課税制度の概要	9
・ 配当所得の課税の概要	10
・ 配当控除制度の概要	11
・ 配当所得の源泉徴収の仕組み（イメージ）	12
・ 個人株主数の推移（延べ人数）	13
・ 利子・配当課税の沿革（所得税）	14
・ 主要国の配当所得に対する課税制度の概要	15
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	16
・ 株式譲渡所得（源泉徴収選択口座の場合）の源泉徴収の仕組み（イメージ）	17
・ 特定口座における源泉徴収の仕組み（イメージ）	18
・ 証券会社16社における特定口座数の推移について（2003年1月～12月）	19

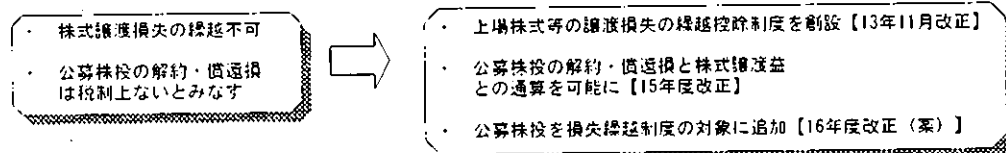
・ 株式譲渡益課税等の沿革	20
・ 主要国の株式譲渡益課税制度の概要	21
・ 公社債課税の考え方（イメージ図）	22
・ 公社債売買動向（全体）	23
・ 主要国における利付公社債の利子及び譲渡益に関する課税関係の概要	24
・ 外貨建て商品・保険・先物等の課税関係（換金時）	25
・ わが国税制の現状と課題（抄）	26
・ 金融システム改革と金融関係税制（抄）	29
・ アメリカの個人所得税（連邦税）計算の仕組み（イメージ）	31
・ イギリスの個人所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み（イメージ）	32
・ ドイツの個人所得税計算の仕組み（イメージ）	33
・ フランスの個人所得税計算の仕組み（イメージ）	34
・ スウェーデンの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	35
・ フィンランドの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	36
・ ノルウェーの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	37
・ オランダの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	38
・ 日本における主な個人向け金融商品に対する課税関係[概要]	39
・ アメリカにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]	40
・ イギリスにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]	41
・ ドイツにおける主な個人向け金融商品に対する課税関係[概要]	42
・ フランスにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]	43
・ スウェーデンにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]	44

「貯蓄から投資へ」に向けた金融・証券税制の改革

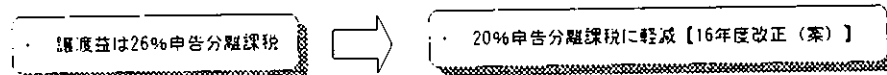
○ 預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制



○ 株式投資のリスク負担への配慮



○ 非上場株式の譲渡益課税の軽減



証券税制改革の効果

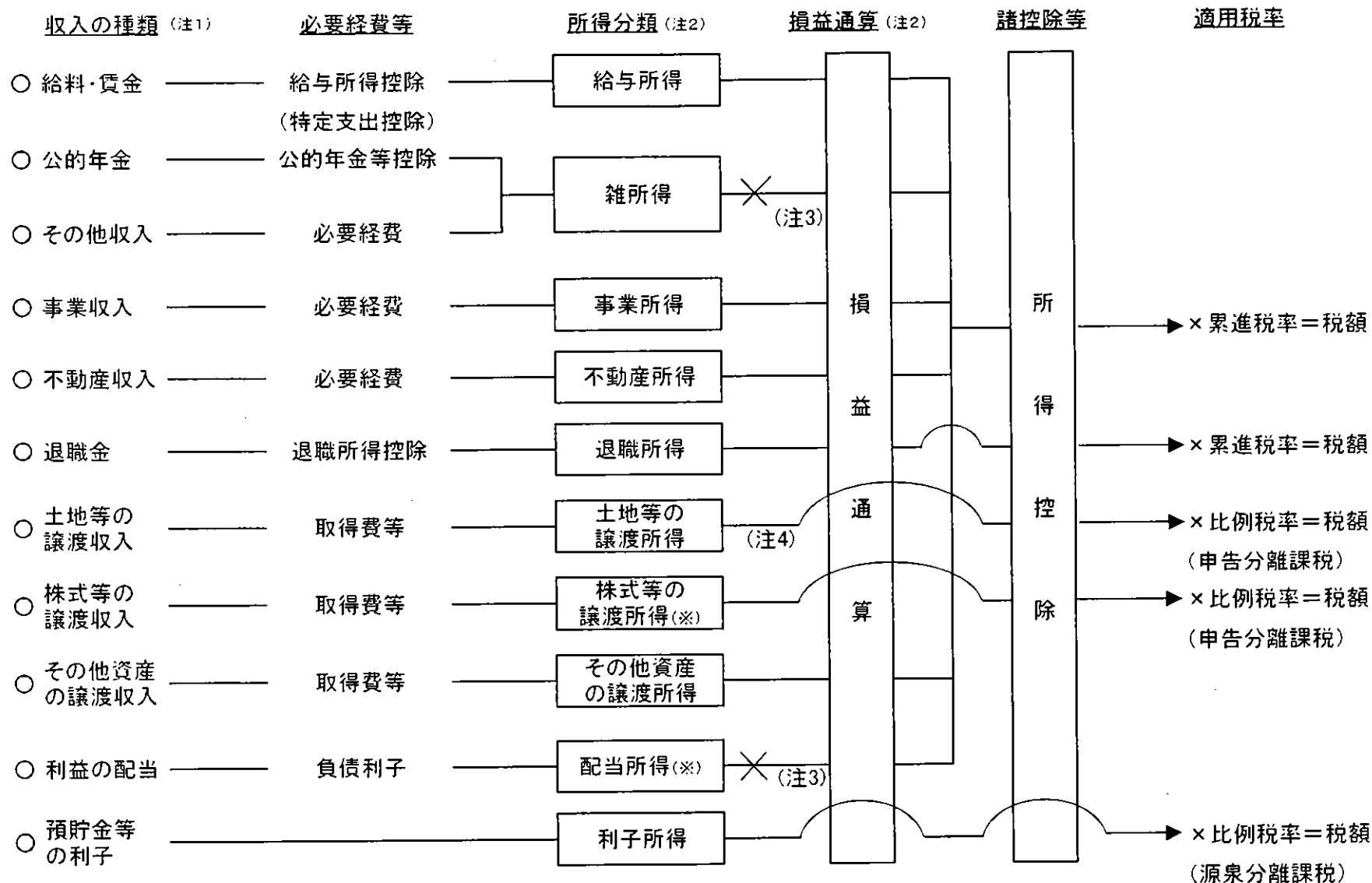
- 特定口座は順調に増加。
15年1月末：101万口座→12月末：315万口座
(日本証券業協会調査：証券会社16社)
- 15年3月以降、個人投資家の株式売買額や全体の株式売買額に占める割合が増加。
15年3月：2.9兆円(12%)→12月：7.3兆円(20%)
- 15年度改正による配当減税を受け、高配当利回り銘柄の株式が平均株価を上回る水準で推移。(大和総研)

(注) 1. 商品先物取引、有価証券先物取引等の差金等決済に係る所得についても、20%の申告分離課税・繰越控除可としている。【15年度改正】

2. 老人等の少額貯蓄非課税制度(老人等マル優)を、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度(障害者等マル優)に改組している。【14年度改正】

日本の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(注4) 平成16年分以後の土地、建物等の譲渡所得金額は他の所得金額と通算することができない。【改正案】

(※) 「株式等の譲渡所得」及び「配当所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

金融商品に係る損益通算の現状

	上場株式の配当 公募株式投資信託 の収益分配金	非上場株式の配当	上場株式の譲渡益 公募株式投資信託 の譲渡益【改正案】	非上場株式の譲渡益	預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託 の収益分配金	公社債(利付債) の償還益	公社債の譲渡益 公社債投資信託 の譲渡益
	配当所得	配当所得	株式譲渡所得	株式譲渡所得	利子所得	雑所得	非課税
	総合課税 〔20(10)%源泉徴収 申告不要〕	総合課税 〔20%源泉徴収 少額配当申告不要 (所得税のみ)〕	20(10)%申告分離 〔20(10)%源泉徴収選択 申告不要〕	【改正案】 20%申告分離	20%源泉分離	総合課税	
株式の譲渡損 公募株式投資信託 の譲渡損・解約損	×	×	○	○	×	×	—
公社債の譲渡損 公社債投資信託 の譲渡損・解約損	損失はないものとみなす						
預貯金、公社債 の元本割れによる損失 会社の倒産等による 株式の無価値化	—						

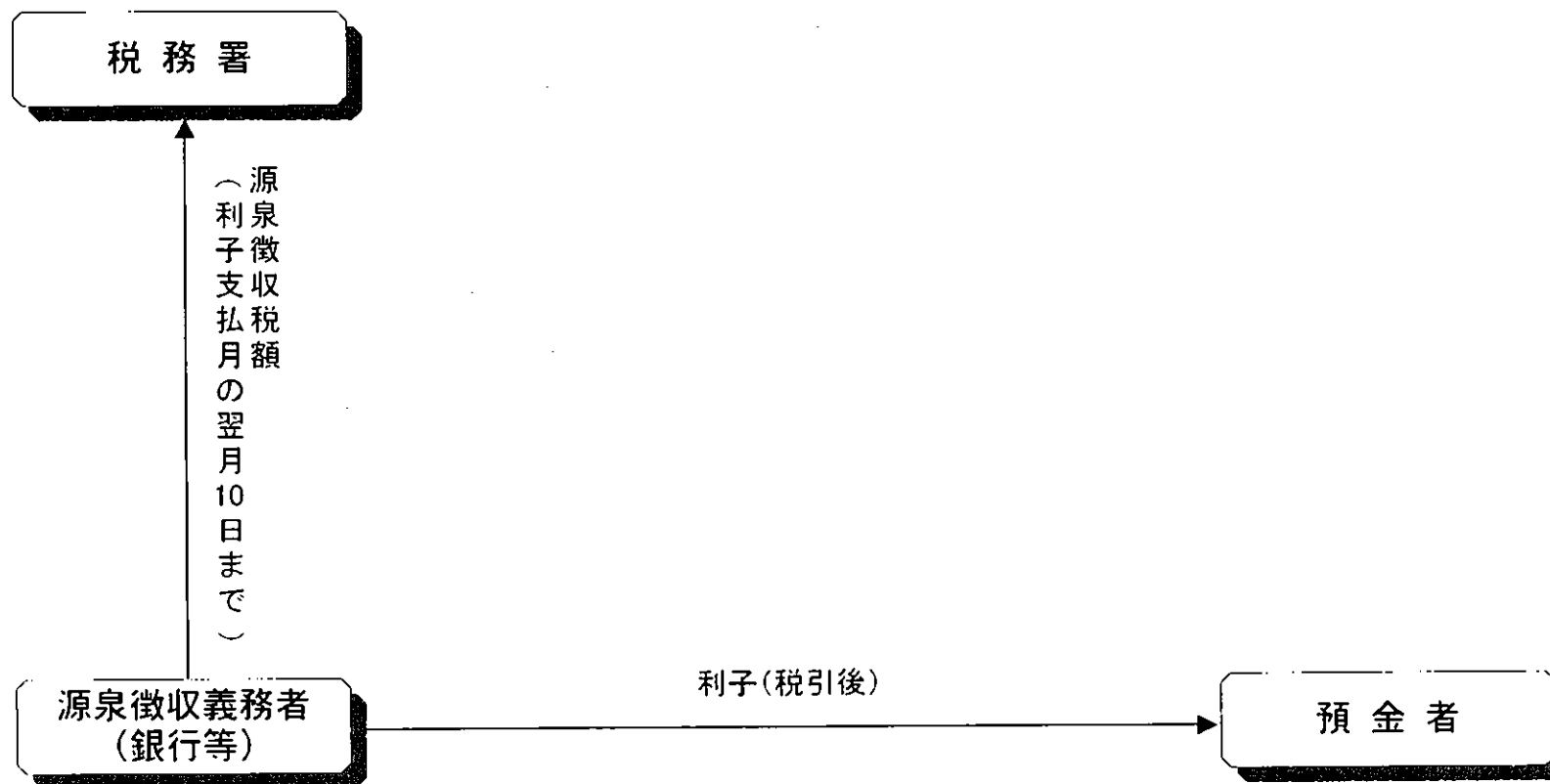
主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]

	所得の種類	課税方式		源泉徴収(税率)
大口以外の上場株式の配当 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	総合課税	(申告不要)	20(10)%
大口の上場株式の配当 非上場株式の配当			(国税のみ少額配当申告不要)	20%(国税のみ)
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益 【改正案】 非上場株式の譲渡益			申告分離課税	申告不要選択可(特定口座)
			—	—
預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託の収益分配金	利子所得	源泉分離課税		20%
割引債の償還差益	雑所得	源泉分離課税		18%
公社債の譲渡益 公社債投資信託の譲渡益	非課税			

利 子 所 得 の 課 税 の 概 要

利 子 所 得	概 要
預貯金・公社債の利子、合同運用信託・公社債投資 信託・公募公社債等運用投資信託の収益の分配等	源 泉 分 離 課 税 (所 得 税 1 5 %) [住 民 税 5 %]

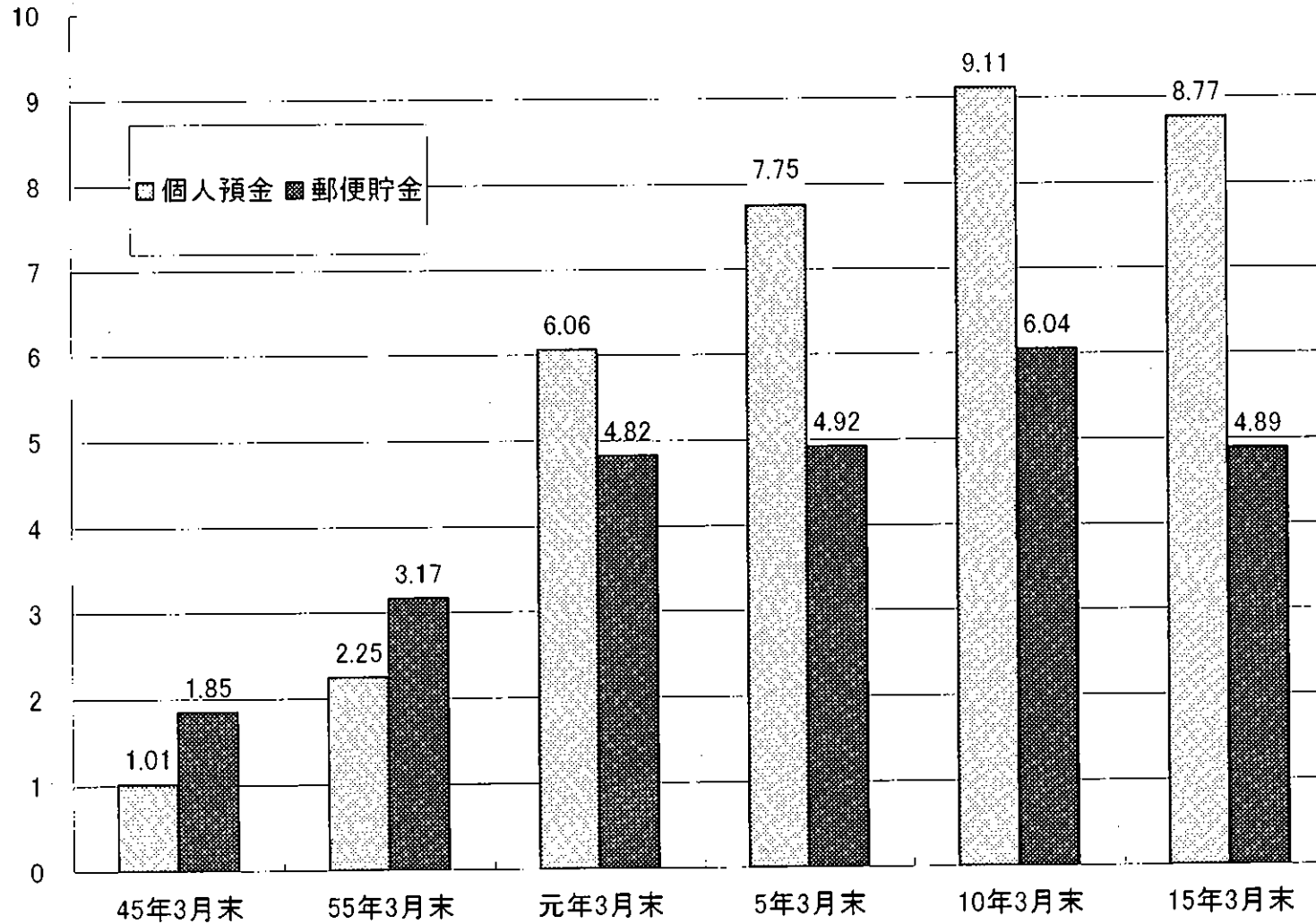
利子所得の源泉徴収の仕組み(イメージ)



(注) 源泉分離課税の対象とされる利子等については、告知及び支払調書の提出は要しない。

全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移

口座数(億口、億枚)



(注)1 個人預金は「預金者別預金統計調査」(日本銀行)による。

2 郵便貯金は総務省郵政企画管理局調べによる。なお、45年3月末の計数には、旧外地預金、戦災貯金等を含んでいる。

利 子 ・ 配 当 課 税 の 沿 革 (所 得 税)

年次	利 子 所 得	配 当 所 得	備 考
昭和			
22	・ 総合課税(源泉徴収あり) — 源泉分離選択可	・ 総合課税(源泉徴収あり)	
23		・ 配当控除創設	
25	— 源泉分離選択廃止	— 源泉徴収廃止	
26	— 源泉分離選択可		26 証券投資信託制度の創設 (収益分配→配当所得)
27		— 源泉徴収復活	
28	・ 源泉分離課税		
30	・ 非課税		
32	・ 長期→非課税 短期→源泉分離課税		
34	・ 源泉分離課税		
36			36 公社債投資信託の創設 (収益分配→利子所得)
39			39 公社債投資信託以外の公募 証券投資信託の課税方式変更 (配当課税→利子並み課税)
40		— 1銘柄年50万円未満等→源泉分離選択可 1銘柄年 5万円以下等→申告不要	
46	・ 総合課税 — 源泉分離選択可		
49		— 1銘柄年50万円未満等→源泉分離選択可 1銘柄年10万円以下等→申告不要	
63	・ 源泉分離課税 ・ 少額貯蓄非課税制度の原則廃止		63 金融類似商品の課税見直し (差益等→利子並み課税)
平成			
15		— 源泉分離選択課税廃止 — 申告不要の適用上限額の撤廃(大口以外の 上場株式等)	16 公社債投資信託以外の公募 証券投資信託の課税方式変更 (利子並み課税→配当課税)

(注) 個人住民税における取扱い

利子所得: 昭和63年4月以降は一律分離課税(それ以前は、所得税において総合課税を選択したものについて総合課税)。

配当所得: 原則総合課税。平成16年1月以降は特別徴収(申告不要)を導入(配当割の創設)。

主要国の利子所得に対する課税制度の概要(未定稿)

(2004 年 1 月現在)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	総合課税 (10～35%＋州・地方政府税)	総合課税 (10、20、40%)	総合課税 (16～45%＋連帯付加税)	【総合課税と源泉分離課税との選択】 総合課税 (6.83～48.09%＋社会保障関連諸税 10%) 源泉分離課税 (26%(所得税 16%＋社会保障関連諸税 10%))
源泉徴収	源泉徴収は行わない。 ただし、納税者番号を申告しなかった者等は 28%の税率で裏打ち源泉徴収される。	20%の税率で源泉徴収を行う。	30%(転換社債等については 25%)の税率で源泉徴収を行う。	【源泉分離課税を選択した場合】 26%の税率で源泉徴収を行う。

配 当 所 得 の 課 税 の 概 要

配 当 所 得		概 要	
		所 得 税	住 民 税
公募株式投資信託の収益の分配等		総 合 課 税 (配 当 控 除) 又は 申 告 不 要 (15 % の 源 泉 徴 収) [5 % の 特 別 徴 収)	
利益の配当・剰余金の分配	上 場 株 式 等 の 配 当 (大口以外) 等 (注1)	※15年4月～20年3月までの間に支払を受ける場合には、所得税 及び住民税あわせて10%の源泉徴収 (注2)	
	上 記 以 外	総 合 課 税 (配 当 控 除) (20 % の 源 泉 徴 収)	総 合 課 税 (配 当 控 除)
	1回の支払配当の金額が5万円(年 1回10万円)以下のもの	確 定 申 告 不 要 (20 % の 源 泉 徴 収)	

(注)1. 「上場株式等の配当(大口以外)」とは、その株式等の保有割合が発行済株式総数の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。

2. 配当・収益の分配等に係る源泉徴収税率(10%)は、平成15年4月～12月は所得税10%・住民税非課税、16年1月～20年3月は所得税7%・住民税3%が適用される。

配当控除制度の概要

[配当控除額]

内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託
(外国株価指数連動型を除く。)の収益の分配に係る配当所得を有する場
合には、次の金額を配当控除額として税額控除ができる。

① 課税総所得金額が1,000万円以下の場合

配当所得の金額 × 10% (住民税 2.8%)

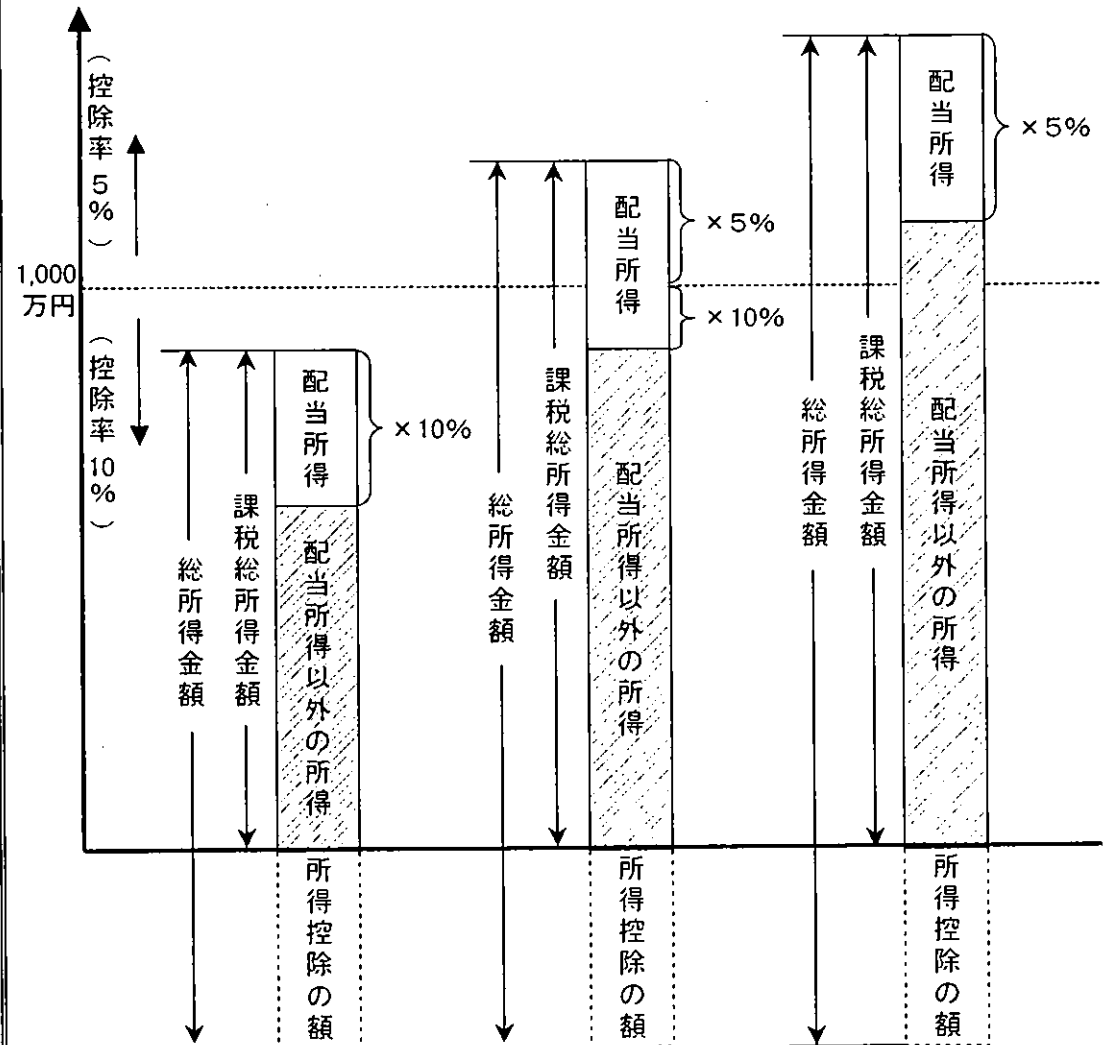
② 課税総所得金額が1,000万円超の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{配当所得の金額のうち、課} \\ \text{税総所得金額から1,000万} \\ \text{円を差し引いた金額に達す} \\ \text{るまでの部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{配当所得の金額} \\ \text{のうち、(A)} \\ \text{以外の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 10\%$$

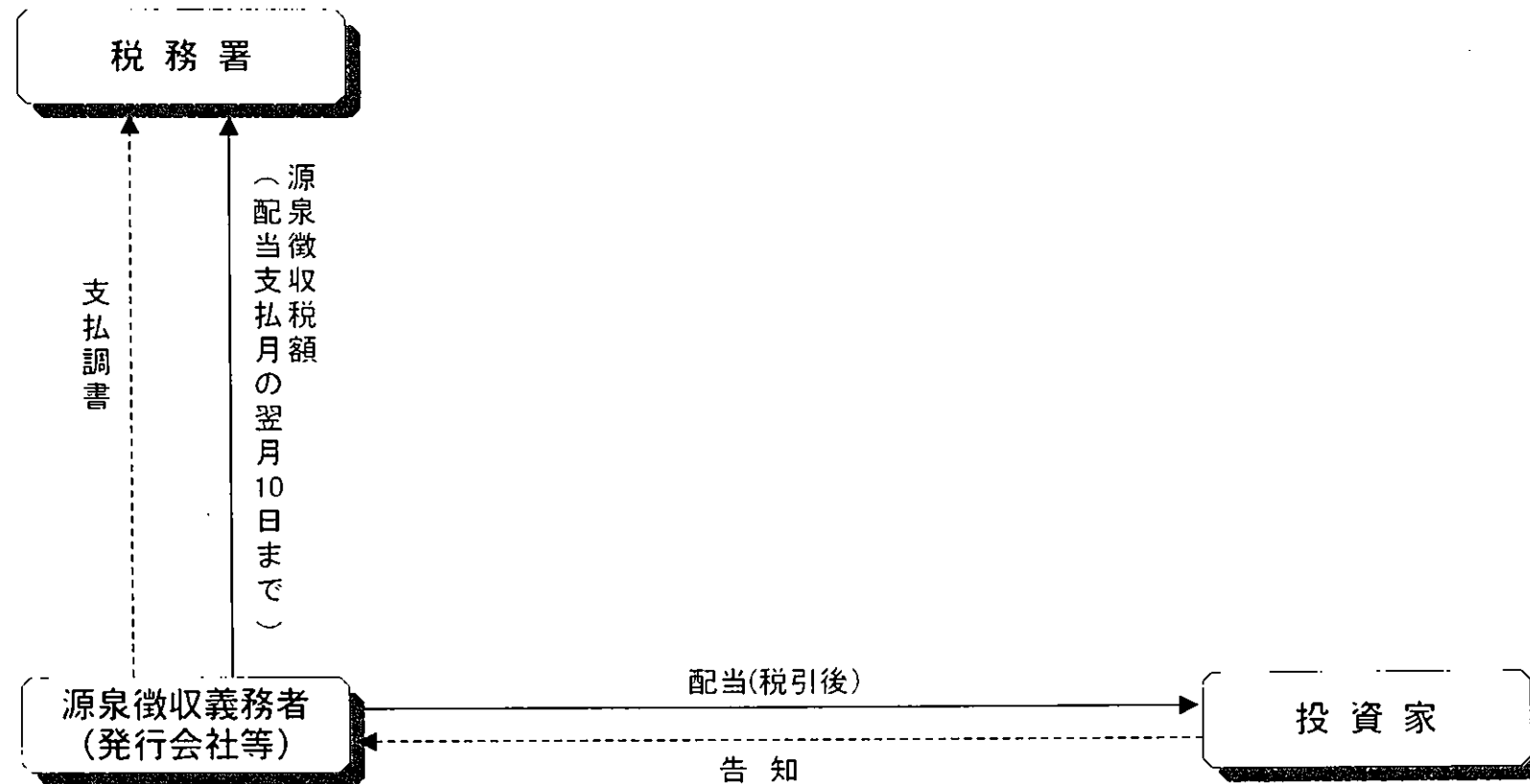
[住民税 1.4%]
[住民税 2.8%]

※ 配当控除額がその年分の所得税額を超えときは、配当控除額は、
その所得税額を限度額とする。

<参考>



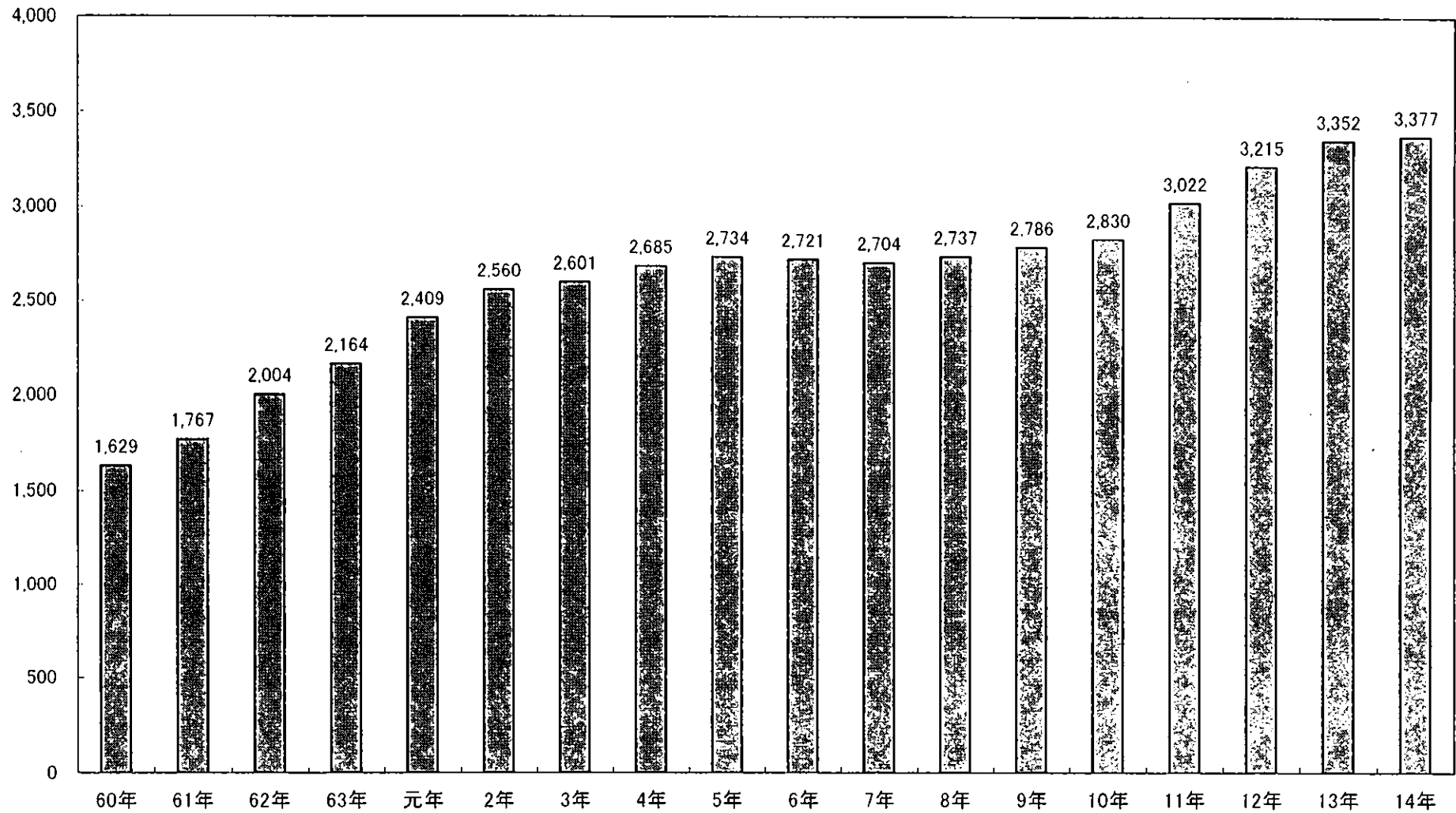
配当所得の源泉徴収の仕組み(イメージ)



(注) 少額配当(1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のもの)については、告知及び支払調書の提出は要しない。

個人株主数の推移（延べ人数）

（万人）



（備考） 1 「株式分布状況調査（全国証券取引所）」により作成。

2 複数の銘柄の保有を調整した実数は約760万人（平成15年度「証券投資に関する全国調査」（証券広報センター））

利 子 ・ 配 当 課 税 の 沿 革 (所 得 税)

年次	利 子 所 得	配 当 所 得	備 考
昭和			
22	・ 総合課税(源泉徴収あり) — 源泉分離選択可	・ 総合課税(源泉徴収あり)	
23		・ 配当控除創設	
25	— 源泉分離選択廃止	— 源泉徴収廃止	
26	— 源泉分離選択可		26 証券投資信託制度の創設 (収益分配→配当所得)
27		— 源泉徴収復活	
28	・ 源泉分離課税		
30	・ 非課税		
32	・ 長期→非課税 短期→源泉分離課税		
34	・ 源泉分離課税		
36			36 公社債投資信託の創設 (収益分配→利子所得)
39			39 公社債投資信託以外の公募 証券投資信託の課税方式変更 (配当課税→利子並み課税)
40		— 1銘柄年50万円未満等→源泉分離選択可 1銘柄年 5万円以下等→申告不要	
46	・ 総合課税 — 源泉分離選択可		
49		— 1銘柄年50万円未満等→源泉分離選択可 1銘柄年10万円以下等→申告不要	
63	・ 源泉分離課税 ・ 少額貯蓄非課税制度の原則廃止		63 金融類似商品の課税見直し (差益等→利子並み課税)
平成			
15		— 源泉分離選択課税廃止 — 申告不要の適用上限額の撤廃(大口以外の 上場株式等)	16 公社債投資信託以外の公募 証券投資信託の課税方式変更 (利子並み課税→配当課税)

(注) 個人住民税における取扱い

利子所得: 昭和63年4月以降は一律分離課税(それ以前は、所得税において総合課税を選択したものについて総合課税)。

配当所得: 原則総合課税。平成16年1月以降は特別徴収(申告不要)を導入(配当割の創設)。

主要国の配当所得に対する課税制度の概要(未定稿)

(2004 年 1 月現在)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	総合課税 (5、15%+州・地方政府税) ※ 2008 年までの時限措置 (但し、2008 年のみ 0、15%)。	総合課税 (10、32.5%) 部分的インピュテーション方式 (受取配当にその 1/9 を 加えた額を課税所得に算 入し、算出税額から受取 配当額の 1/9 を控除)	総合課税 (16～45%+連帯付加税) 配当所得一部控除方式 (受取配当の 1/2 を株主 の課税所得に算入)	総合課税 (6.83～48.09%+社会保障関連諸税 10%) 完全インピュテーション方式 (受取配当にその 1/2 を 加えた額を課税所得に 算入し、算出税額から受 取配当額の 1/2 を控除) (注)
源泉徴収	源泉徴収は行わない。 ただし、納税者番号を申告し なかった者等は 28%の税率で 裏打ち源泉徴収される。	源泉徴収は行わない。	20%の税率で源泉徴収を行 う。	源泉徴収は行わない。

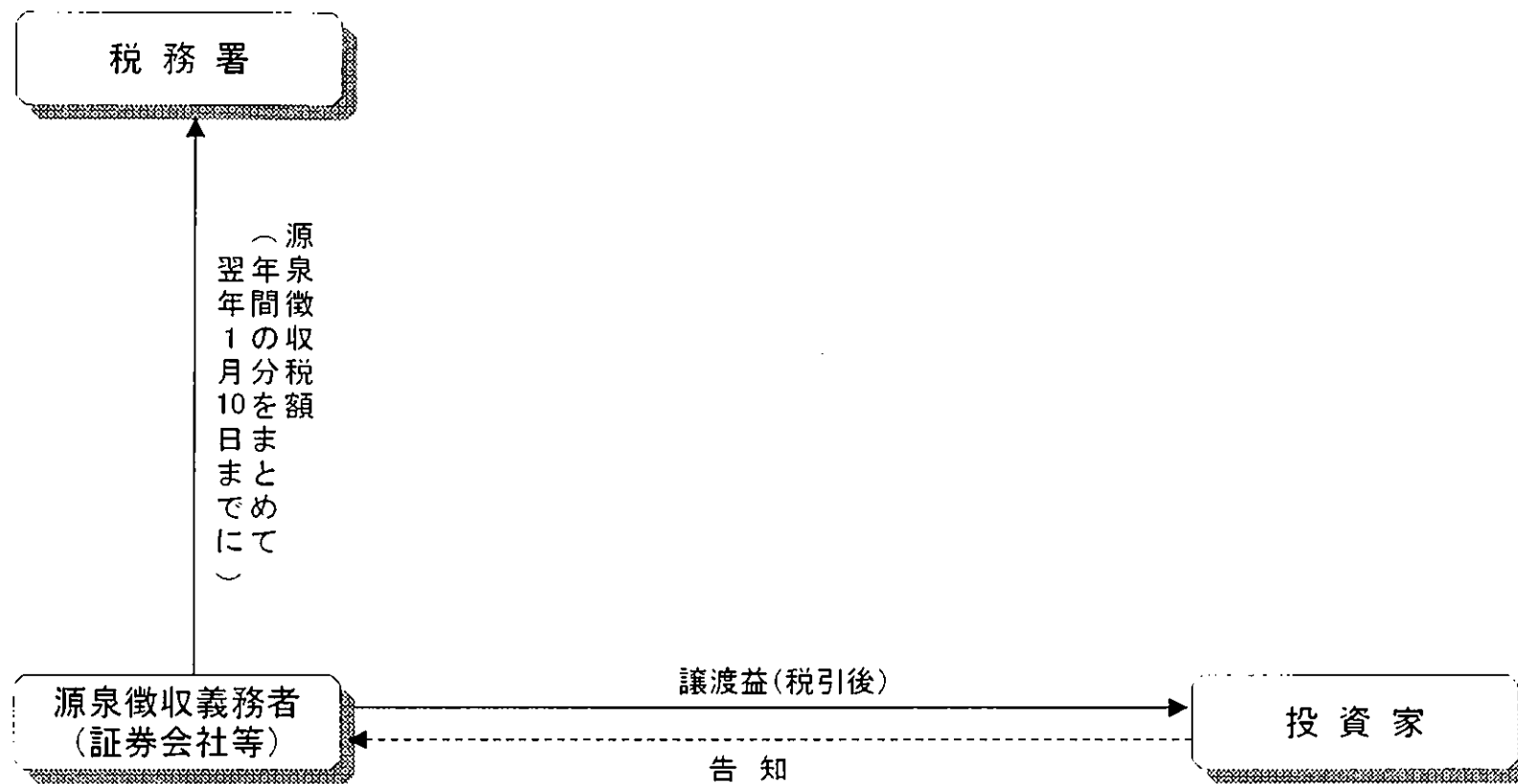
(注) フランスにおいては、2005 年よりインピュテーション方式に代えて配当所得一部控除方式(受取配当の 1/2 を株主の課税所得に算入)が採用される。

株 式 等 譲 渡 益 課 税 制 度 の 概 要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 ・ E T F ・ 公募株式投資信託 【改正案】 等	申告分離課税 譲渡益×20% (所15%、住5%) { ＜平成15～19年の譲渡＞ 譲渡益×10% (所7%、住3%) } (注1) 新規公開株式に係る課税の特例 譲渡益の2分の1に対して課税(実質10%)。ただし、平成15年から19年までの間は適用しない。 (注2) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除〔15.1.1～〕 平成15年1月1日以後の譲渡による損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除可 ※ 源泉徴収口座による申告不要の特例 源泉徴収口座(源泉徴収を選択した特定口座)を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。
そ の 他 の 株 式 等	申告分離課税 【改正案：譲渡益×20% (所15%、住5%) (16.1.1～)】

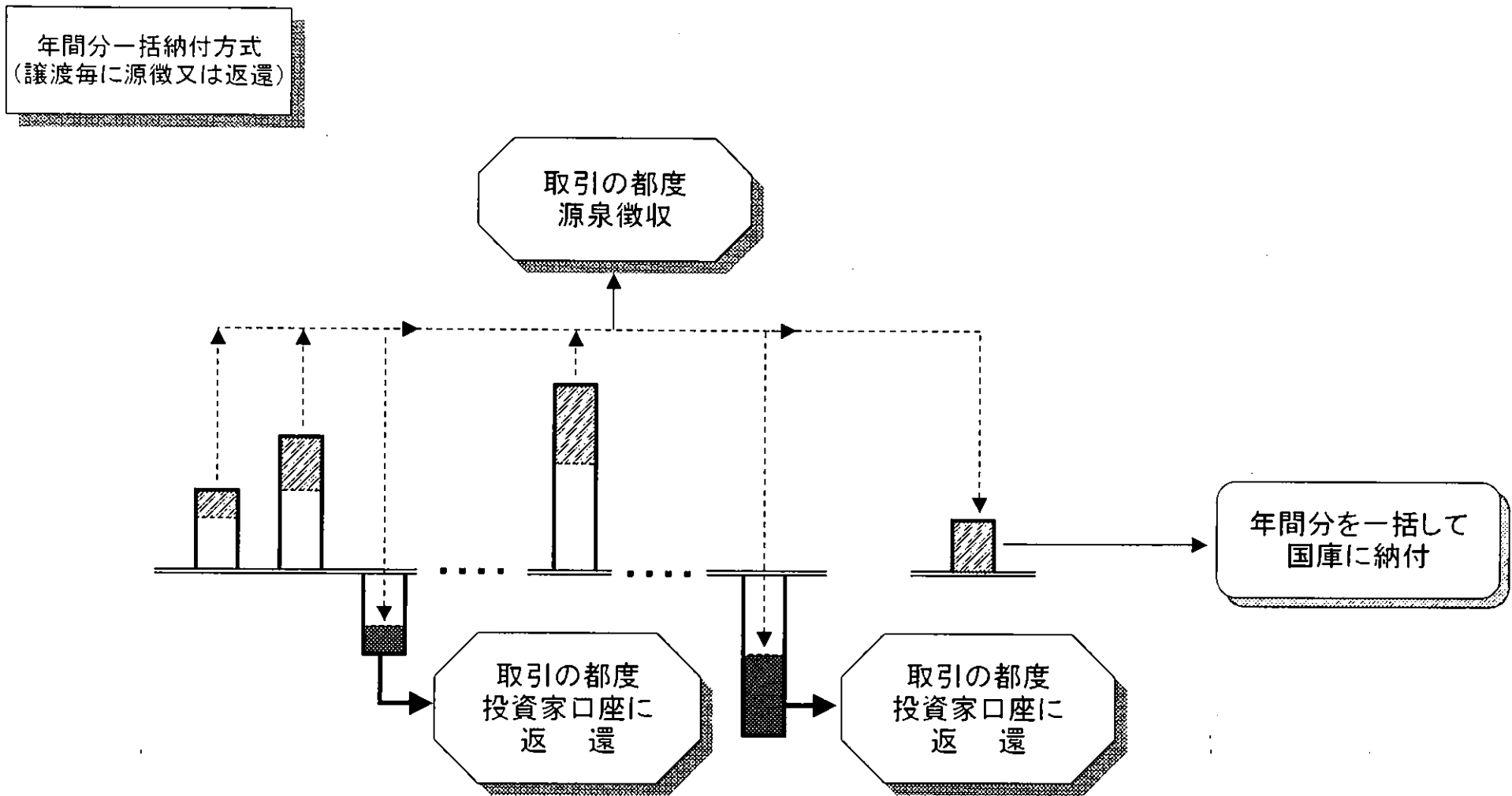
- (備考1) 緊急投資優遇措置：平成13.11.30から平成14.12.31までの間に購入した上場株式等を引き続き保有し、平成17～19年に譲渡した場合には、購入額が1,000万円までのものに係る譲渡益は非課税とする。
- (備考2) 上場株式等の取得費の特例：平成13.9.30以前から引き続き所有していた上場株式等(平成13.10.1において上場株式等に該当していたものに限る。)を平成15.1.1から平成22.12.31までの間に譲渡した場合には、その上場株式等の譲渡の際の取得費を、その上場株式等の平成13.10.1における価額の80%相当額とすることができる。

株式譲渡所得(源泉徴収選択口座の場合)の源泉徴収の仕組み(イメージ)

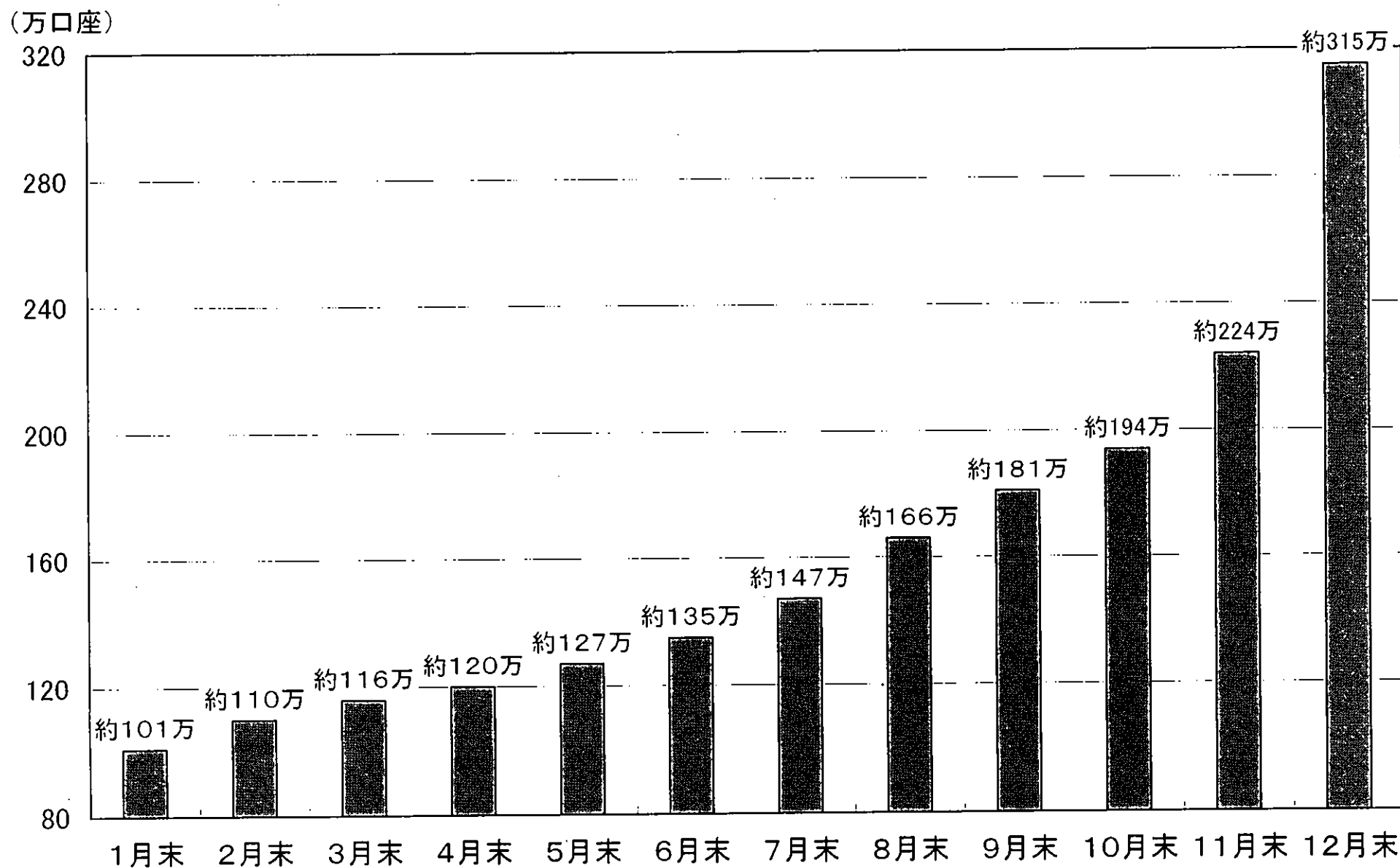


(注) 源泉徴収選択口座については、支払調書及び年間取引報告書の税務署への提出は要しない。

特定口座における源泉徴収の仕組み(イメージ)



証券会社16社における特定口座数の推移について(2003年1月～12月)



(注) 日本証券業協会調査:証券会社16社

株式譲渡益課税等の沿革

	株式譲渡益課税	有価証券取引税
昭和28年度	・総合課税 → 原則非課税化 (回数多、売買株式数大、事業譲渡類似) の場合は総合課税	・導入
平成元年度	(消費税導入) ・原則非課税 → 課税化 次のいずれかの方式を選択 (申告分離課税 源泉分離課税 (みなし利益方式))	・税率引下げ
平成10年度	・10年度税制改正要綱 「三 1(3)株式等譲渡益課税 (注) 有価証券取引税及び取引所税については、平成11年末までに金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化と併せて廃止する。」	・税率引下げ
平成11年度	・申告分離課税への一本化 (源泉分離課税の廃止)	・廃止 (税収2000億円) ピーク時2兆円弱
平成13年度	一本化の2年間延期(13年4月⇒15年4月)	
平成13年6月	・1年超保有上場株式等に係る100万円特別控除制度の創設 [※]	
平成13年11月	・申告分離課税への一本化前倒し(15年4月⇒15年1月) ・申告分離課税の税率引下げ (上場株式等 26%⇒20%(15年～) 1年超保有上場株式等 20%⇒10%(15年～17年) [※] ・上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設(15年～) ・緊急投資優遇措置の創設 (購入額1,000万円までの譲渡益非課税措置)	
平成14年度	・特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算及び申告不要の特例制度の創設	
平成14年11月	・特定口座制度の見直し等	
平成15年度	・上場株式等に係る優遇措置の見直し (上場株式等に係る税率の引下げ 20%⇒10%(15年～19年) 1年超保有上場株式等の暫定税率(10%)の廃止 1年超保有上場株式等に係る100万円特別控除制度の廃止 ・源泉徴収口座(源泉徴収を選択した特定口座)における源泉徴収方式の改善(16年～)	
平成16年度(案)	・非上場株式に係る税率の引下げ 26%⇒20%(16年～) ・特定口座の取扱者の範囲の拡大	

[※] 平成15年度税制改正において制度が廃止された。

(注) 個人住民税における取扱い

原則申告分離課税。平成16年1月以降、源泉徴収口座における上場株式等については特別徴収(申告不要)を導入(株式等譲渡所得割の創設)。

主要国の株式譲渡益課税制度の概要（未定稿）

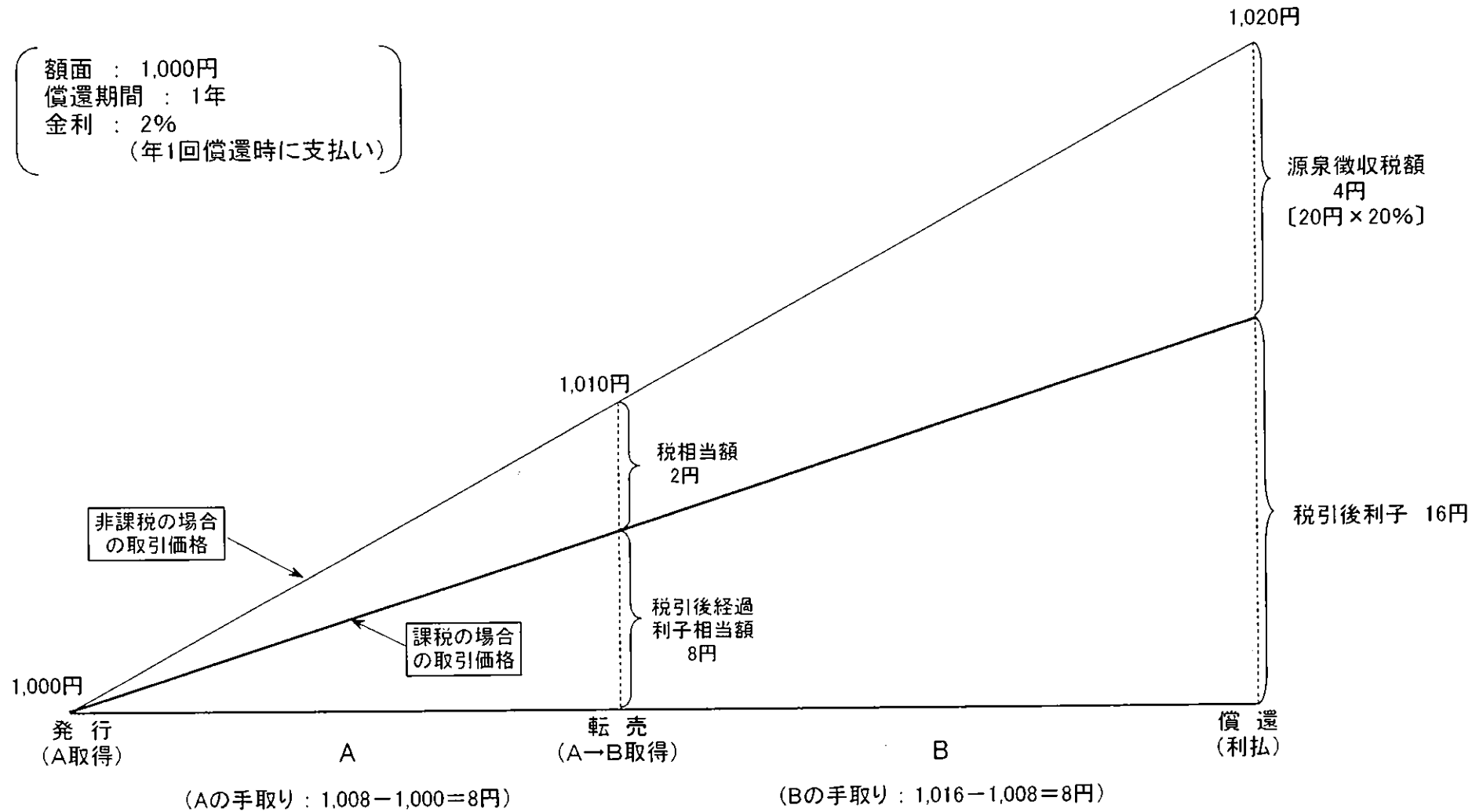
（2004年1月現在）

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	総合課税	総合課税	一定のものを除き 非課税 〔投機売買（12ヵ月 以下保有）等につ いては総合課税〕	申告分離
税率	10～35%＋ 州・地方政府税（注） 〔12ヶ月超保有は 5%、15% ＋州・地方政府税（注）〕	10、20、40%	16～45%＋ 連帯付加税 （税額の5.5%）	26%
非課税限度等	なし	土地等の譲渡益と合 わせて7,900ポンド（約149 万円）が非課税	他の投機売買所得と 合わせて512ユーロ （約7万円）が非課税 （超えれば全額が課税）	年間15,000ユーロ （約198万円）まで非課税 （超えれば全額が課税）

（注） 税率等は州・地方政府によって異なる。例えば、ニューヨーク市の場合、保有期間にかかわらず、州税が4～7.7%、市税が2.907%～4.45%の税率で課税される。

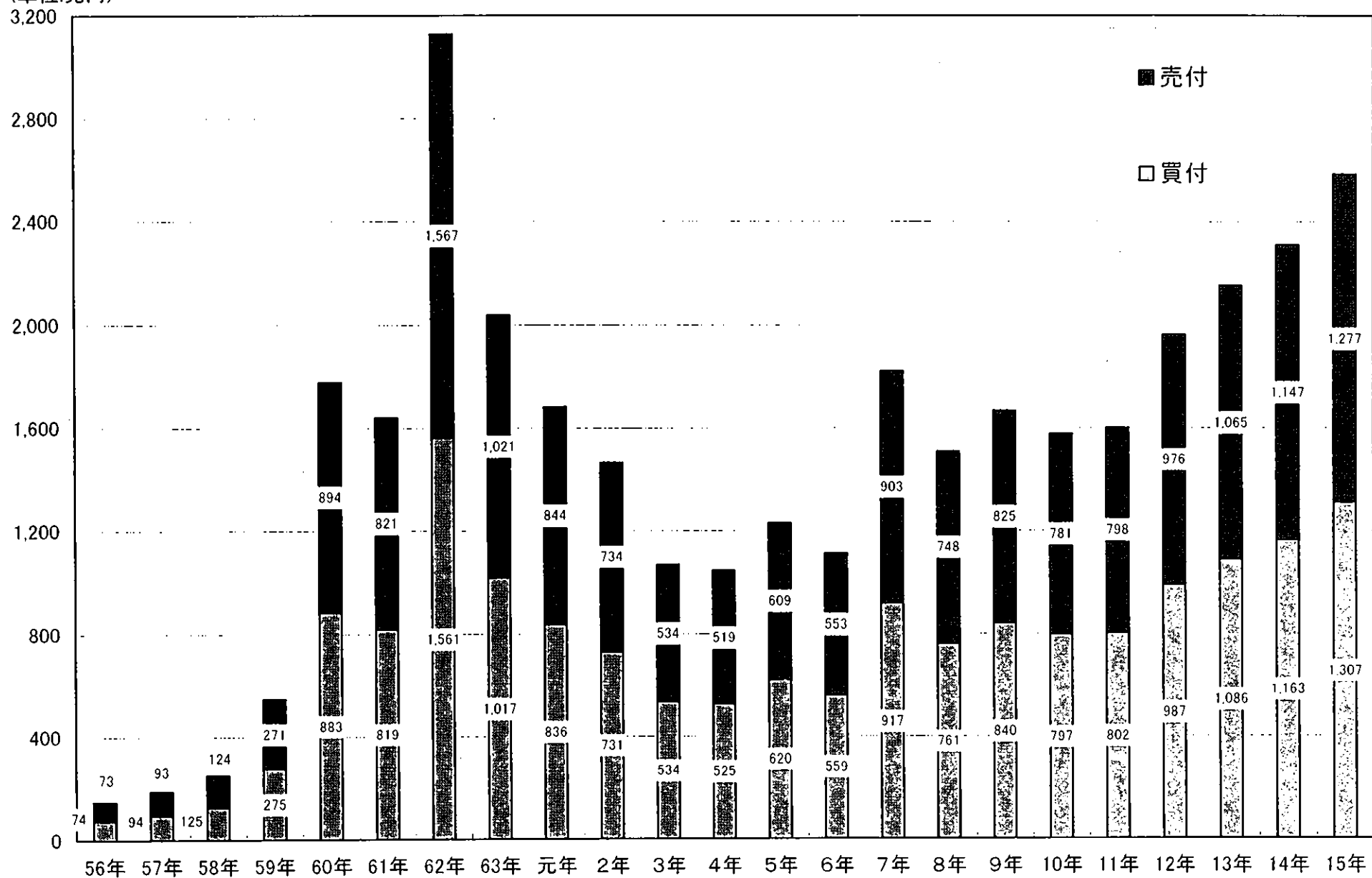
（備考） 邦貨換算レートは、1ドル＝115円、1ポンド＝189円、1ユーロ＝132円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値）。

公 社 債 課 税 の 考 え 方 (イ メ ー ジ 図)



公社債売買動向（全体）

（単位：兆円）



（注）日本証券業協会「証券月報」より作成。

主要国における利付公社債の利子及び譲渡益に関する課税関係の概要(未定稿)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
利子部分	総合課税 (10～35%＋州・地方政府税)	総合課税 (10、20、40%)	総合課税 (16～45%＋連帯付加税)	総合課税と源泉分離課税との選択 総合課税 (6.83～48.09%＋社会保障関連諸税 10%) 源泉分離課税 (26%(所得税 16%＋社会保障関連諸税 10%))
譲渡益	総合課税 短期(1年以下保有)キャピタルゲイン (10～35%＋州・地方政府税) 長期(1年超保有)キャピタルゲイン (5、15%＋州・地方政府税)	非課税	原則、非課税(注2)	キャピタルゲイン課税(注3) (26%申告分離課税)

(注1) 上記は、利付公社債に関する課税関係の原則について記述したものであり、発行形態等により異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) ドイツにおいては、譲渡益は、原則として非課税とされているが、投機的売買の場合(1年以下保有の有価証券の譲渡)については、その他所得として総合課税(16～45%＋連帯付加税)される。

(注3) フランスにおいては、償還益は、償還プレミアムとして、26%の源泉分離課税または総合課税(6.83～48.09%＋社会保障関連諸税 10%)される。

(注4) ゼロクーポン債等の割引部分の取り扱いについては、

1. アメリカにおいては、割引発行された公社債については、発行価格と満期時における表示償還価格との差額部分に相当する発行差金(OID: Original Issue Discount)は、利子として総合課税(10～35%＋州・地方政府税)される。
2. イギリスにおいては、ゼロクーポン債は保有段階では課税されず、譲渡益については、総合課税(10、20、40%)される。
3. ドイツにおいては、ゼロクーポン債は保有段階では課税されず、譲渡益については、利子とみなされ、総合課税(16～45%＋連帯付加税)される。
4. フランスにおいては、ゼロクーポン債は保有段階では課税されず、譲渡益については、キャピタルゲイン課税(26%申告分離課税)される。

外貨建て商品・保険・先物等の課税関係（換金時）

		換 金 時	
		売却段階	払戻し（償還・解約）段階
外貨建て商品 （為替差益）	外貨建て預金 〔為替先物予約なし〕	—	[元本の為替差益] 総合課税 （雑所得）
	〔為替先物予約あり〕	—	[元本の為替差益] 20%源泉分離課税 （雑所得）
	外貨建て利付債	非課税 ＜為替差益も含む＞	[償還差益・為替差益] 総合課税 （雑所得）
	上場外国株式	20(10)%源泉徴収選択 申告不要 申告分離課税 （株式譲渡所得） ＜為替差益も含む＞	—
	外国公募株式投資信託 （注）	【改正案】20(10)%源泉徴収選択 （株式譲渡所得） ＜為替差益も含む＞	[収益分配] 20(10)%源泉徴収 申告不要 総合課税 （配当所得）
保 険	養老保険	1/2総合課税 （一時所得）	
	一時払養老保険 （保険期間5年以下）	20%源泉分離課税 （一時所得）	
	個人年金保険	総合課税 （雑所得）	
	変額（年金）保険	1/2総合課税 / 総合課税 （一時所得） / （雑所得）	
先 物 等	商品先物	20%申告分離課税 （雑所得）	
	有価証券（指数等）先物 有価証券オプション	20%申告分離課税 （雑所得）	

（注）外国公募株式投資信託の解約・償還時において、取得価額と元本額との間で差益（為替差益を含む。）が生じる場合には、株式譲渡所得として申告分離課税が行われる。

わが国税制の現状と課題（抄）

— 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

〔 平成 12 年 7 月
税 制 調 査 会 〕

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

11. 金融税制

(2) 各種の金融資産からの所得

① 利子

利子については、大量に発生すること、その元本である預貯金等が多種多様で、容易に商品間の代替が可能であることなどの特性を踏まえ、納税者番号制度などの所得の捕捉体制が整備されていない下で、実質的な課税の公平の確保に加え、課税の費用面、手続面などからの諸制約も考慮して、所得税 15% 及び個人住民税 5 % の一律源泉分離課税が採られています。

（注）平成 10 年 3 月末における銀行預金（個人預金）、郵便貯金の口座数は約 15 億口座です。

② 配当

配当については、総合課税を基本としつつ、税率 35% の源泉分離選択課税制度（1 回の支払配当金額が 25 万円（年 1 回 50 万円）未満）及び納税の事務負担に配慮した、源泉徴収を伴う少額配当の中告不要制度（1 回の支払配当金額が 5 万円（年 1 回 10 万円）以下）が設けられています。個人住民税については原則総合課税、少額配当は非課税です。

配当の基本的な性格は、法人事業への出資に対する成果の分配という事業参加的な所得の性格を有し、法人の事業の成果や配当政策に応じて分配額が決まるものであり、あらかじめ約定された利率で定期的に発生する利子等と性格を異にしている面があることに留意しなければなりません。

なお、株式を取得するために要した借入金利子については配当所得から控除できます。

証券投資信託（公募）の収益の分配などについては所得税 15% 及び個人住民税 5 % の一律源泉分離課税が採られています。

③ 株式等譲渡益

株式等譲渡益については、所得税 20%及び個人住民税 6%の申告分離課税を基本としつつ、上場株式等については源泉分離課税の選択も認められていました。この源泉分離課税については諸外国にも例のないみなし利益課税であること、申告分離課税との使い分けによって意図的に税負担の軽減が図られることなどに鑑み、当調査会は公平の確保の観点などから適正化を行う必要があると指摘してきました。また、個人住民税が非課税であることから適正化が必要であると指摘してきたところです。

こうした指摘を踏まえ、平成 11 年度税制改正において、平成 11 年 4 月 1 日より、有価証券取引税等を廃止するとともに、株式等譲渡益課税については申告分離課税に一本化されることとなりました。なお、源泉分離課税については引き続き 2 年間（平成 13 年 3 月 31 日まで）適用できることとする経過措置が講じられたところです。

株式等譲渡益は、

- ・ 株式相場の状況などに応じて、株式等の譲渡の時期を選択することにより、納税者が所得の発生する時点を自由に選択できるという意味での裁量性の高い所得であり、したがって課税の繰延べが容易であること
 - ・ 株式等の譲渡により値上がり益が実現したときに得られる所得であり、譲渡価額から取得費等を控除して算出されることから、たとえ譲渡価額が同じでも、所得金額が同じとは限らず、本来、譲渡価額を基準とした源泉徴収になじみにくいこと
 - ・ 株主権の行使を伴う事業参加的な投資の収益の性格をも有すること
- などの性質を有しています。このような点を踏まえ、株式等譲渡益課税については申告分離課税が採られています。

（注）申告分離課税への一本化に関する広報

申告分離課税への一本化に当たっては、これまで源泉分離選択課税制度の下で申告納税になじみのなかった投資家も申告を行うことになります。取得価額の把握方法や申告手続についての不安が見受けられるとの指摘もあることから、取得価額については取引報告書の保存があればそれによることはもとより、そのほかにも株主名簿など様々な資料や方法により合理的に把握ができればそれによることが可能であることなど、制度の円滑な移行に向けて、政府に対して、適切な広報を行うことを求めたところです。

（参考）株式譲渡益と利子

株式譲渡益課税のあり方については、例えば、金融資産からの所得として株式等譲渡益を利子と比較すると、利子は収入金額がそのまま所得となり、また一定期間ごとに経常的に得られるのに対して、株式等譲渡益は譲渡価額から取得費等を控除した額が所得となり、また、投資家たる納税者の意思で譲渡の時期を自由に選択でき、そのため株式相場によっては短期間で高い利益を得ることも可能なことなどから、両者の間には所得の性質などに差異があり、さらに、預貯金と株式等とで保有階層が異なっていることにも留意しなければなりません。

なお、株式とその他の金融商品間のバランスにも配慮する必要があるのではないかとの意見がありました。

④ その他

預貯金や株式等以外の金融資産からの所得については、所得課税の原則に則り、一時所得（満期保険金など）、譲渡所得（海外の有価証券の譲渡益など）、雑所得（為替差損益など）等に区分され、総合課税が行われています。

特に預貯金と競合関係の見られる、いわゆる金融類似商品からの所得（定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄（投資）口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益）や懸賞金付預貯金等の懸賞金等については、利子所得との均衡などの観点から、利子と同様の所得税 15%及び住民税 5%の一律源泉分離課税が行われています。

割引債の償還差益については、その商品の特性から、発行時に原則所得税 18%の源泉分離課税が行われています。なお、個人住民税については非課税です。

（参考）主要国の金融税制

主要国の金融税制を見ると、アメリカにおいては、納税者番号制度の下、金融資産からの所得全般について確定申告による総合課税が行われています。原則として金融商品について源泉徴収は行われていませんが、利子や配当については、納税者番号を示さない場合、31%の源泉徴収が行われます（裏打ち源泉徴収と呼ばれています。）。1年超保有の株式の譲渡益については軽減税率が設けられており、地方税と合わせると、例えば、ニューヨーク市では約 28%となっています。

イギリスにおいては、金融資産からの所得全般について総合課税が行われています。利子については 20%の源泉徴収が行われていますが、給与等の所得に関して基本税率 23%以下の税率の適用を受ける者（納税者の 9 割以上を占めるとされます。）については、申告は不要で、源泉徴収により課税関係が終了することになっています。株式譲渡益については 7,100 ポンド（127.8 万円）までは課税されず、3年超保有の株式の譲渡益については軽減措置が設けられています。

ドイツにおいては、利子について 30%の源泉徴収を伴う総合課税が行われていますが、利子が 3,000 マルク（18 万円）までの場合、課税されない貯蓄者控除が設けられています。配当については 25%の源泉徴収を伴う総合課税が行われています。株式等譲渡益については投機性のものなど一定の場合に総合課税が行われ、それ以外のものは非課税となっています。

フランスでは利子について源泉徴収のない総合課税と 25%の源泉分離課税の選択方式が行われています。配当について総合課税が行われています。株式等譲渡益課税について 26%の申告分離課税が行われていますが、譲渡益が 5 万フラン（90 万円）以下であれば免税とされています。

なお、イギリス、ドイツ、フランスにおいては納税者番号制度はありませんが、イギリス、フランスでは網羅的な資料情報制度が設けられています。

金融システム改革と金融関係税制（抄）

— 金融課税小委員会中間報告 —

平成 9 年 12 月
税制調査会金融課税小委員会

三 金融商品に対する所得課税の在り方

2 金融商品に対する所得課税の在り方

(1) 金融商品に対する所得課税を概観するに当たり、まず、預貯金、株式といった典型的な金融商品から発生する利子、配当、株式等譲渡益に対する具体的な課税方法を見ると、利子については一律源泉分離課税、配当については総合課税を基本としつつ源泉分離選択課税制度や少額配当の申告不要制度が設けられており、株式等譲渡益については分離課税を基本としつつ申告分離課税と源泉分離課税の選択課税方式が採用されている。

預貯金、株式等以外の金融商品からの所得は、所得課税の基本原則に則り、一時所得、本法上の譲渡所得、雑所得等に区分されて課税されるが、特に預貯金との競合関係の見られる金融商品からの所得については、利子所得でない場合でも個別に利子と同様の源泉分離課税が行われている（いわゆる金融類似商品課税）。

(2) 今後、新たな金融商品が出現してくることや、海外の多様な金融商品が利用されることが予想される中、このような商品個々の課税方法では所得分類をまたぐハイブリッド商品やデリバティブ（金融派生商品）に対応し切れなくなるとして、むしろ、例えば、「金融所得」といった形で包括的な税制の扱いを考える必要があるのではないかという意見があった。これに対し、金融と金融以外といった形で法制的に仕分けるのは難しいのではないか、金融商品は個々にリスクや必要経費の考え方が異なるので一括して課税をすることは難しいのではないかなどの意見もあった。

今後の金融所得課税の在り方を考える上では、総合課税か分離課税かといった問題とあわせ、こうした問題提起も含めて検討していくべきであるが、今後どのような金融商品が出てくるかを現時点で見通すことは難しく、少なくとも当面、現実的、実務的に考えれば、租税法律主義の下で、現行制度の枠組みの中で個別商品ごとに時機を失せず検討していくことにならざるを得ないと考えられる。

(3) 現在の利子、配当、株式等譲渡益への課税方式についての従来の税制調査会における考え方は、所得の性格や把握体制等との関係で以下のように整理することができよう。

- ① 利子については、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性・代替可能性といった利子所得の特異性を踏まえ、課税の費用面、手続面等からの諸制約をも考慮して一律源泉分離課税が採られている。
- ② 配当については、その基本的な性格は法人等からの事業収益の分配であり、利子等の金融収益とも性格を異にしている面があることや、所有者の所得階層分布もかなり異なっていること等から総合課税の考え方が採られつつ、少額の受取配当については税負担の軽減措置が講じられており、多くの場合はこの軽減措置の対象となっていると考えられる。
- ③ 株式等譲渡益については、金融所得としての特異性はあるが、利子との比較で考えると、所得者数等発生の量的規模も相対的に小さく、また、必要経費の概念が認められているように、資金を調達した上で行う事業参加的な投資という事業性のある所得という性格がある。また、預貯金よりも株式の方が高所得者層により保有されており、一人当たり所得で見ても極めて多額に上る場合もある。このため、基本的に総合課税を目指すべきであるとしても、把握体制の現状や市場への影響等を考慮し、分離課税が採られている。

こうして見ると、利子、配当、株式等譲渡益への現行の課税方式は、それぞれの所得の性格を踏まえつつ現実の把握体制や保有階層等をも考慮すると、相応のバランスが図られており、むしろ現実的な方策と考えられる。当面、金融所得課税について現行の法制度の枠組みの下で個別商品ごとに検討していくということにならざるを得ない中では、利子、配当、株式等譲渡益課税についても基本的には現行の枠組みを維持しつつ、その中で必要な適正化を行っていくことが適当である。

- (4) 利子、配当、株式等譲渡益以外の金融商品から生じる所得については、現行制度上は基本的には総合課税されることになるので、そのために必要な把握手段について適切に整備することが必要である。ただし、個々の金融商品の特質から総合課税が必ずしも適当でない場合には、所得発生の態様、性格、保有階層、把握手段等を総合的に勘案し、既存の商品とのバランスを図りながら、適切な把握体制と組み合わせつつ課税方式を考えていく必要がある。

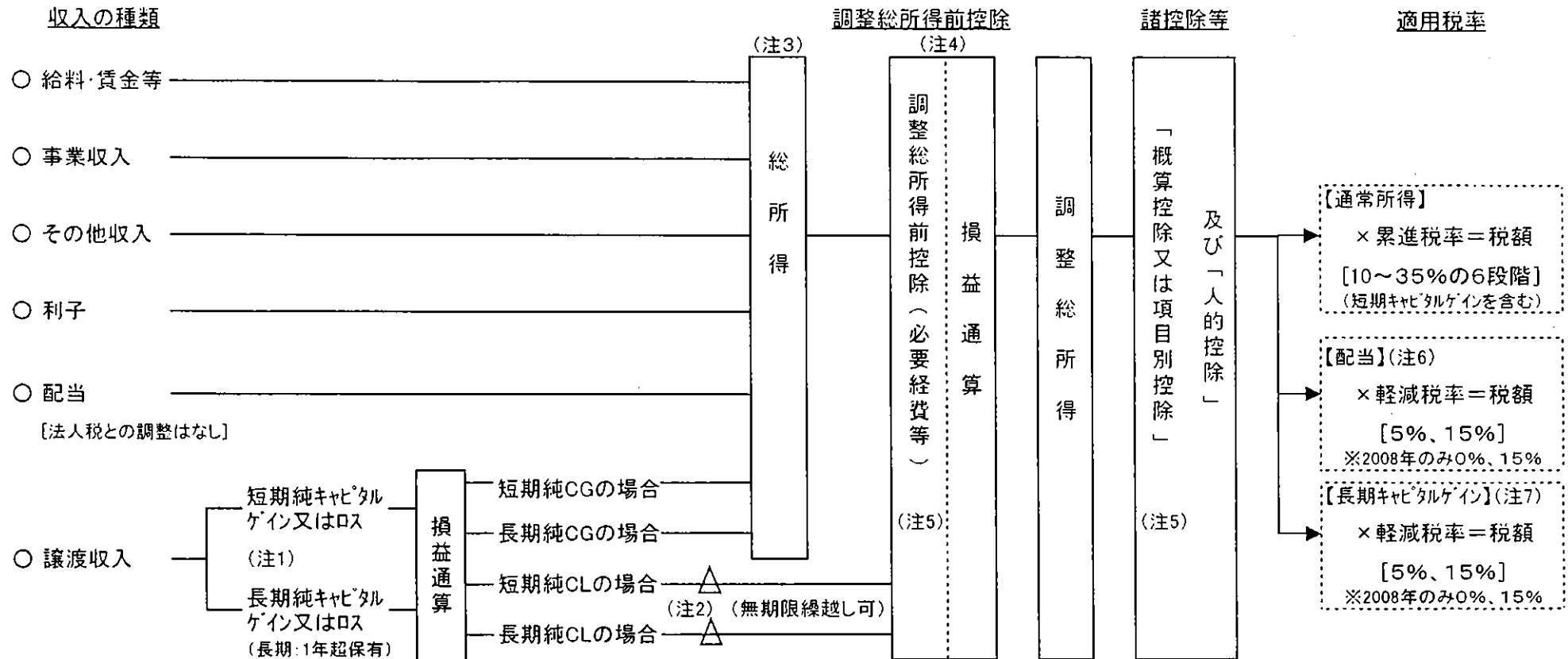
その場合、例えば、現行の金融類似商品の利子並み課税の対象を拡大してはどうかとの意見もあるが、この方策は、利子と競合する商品、源泉徴収に適する商品に限られるほか、リストアップされる商品とされない商品とのバランスが問題となる可能性があるので、商品個々の特性を十分勘案すべきである。また、金融商品のスキームの法制化を待つのでは、金融商品の多様化に対応できないことも考えられ、行政的には、アドバンス・ルーリング（税法解釈の事前照会手続き）などの手続きにより課税の明確化が必要であるとの意見もあった。

- (5) 金融課税における地方税の課題として、株式等譲渡益や割引債の償還差益など個人住民税が非課税となっているものの取扱いがあるが、地方税の課税の適正化を図る観点から、利子割方式も参考にしながら検討する必要がある。
- (6) 金融所得課税の在り方を考えると、所得課税の税率構造を始めとして税制の基本にかかわる問題に触れざるを得ない。したがって、今後、金融所得課税を議論する場合には、所得課税や税体系の在り方について総合的な見地からの議論が必要である。

アメリカの個人所得税(連邦税)計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)



(注1) キャピタルゲイン・ロスに係る損益通算については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)別に損益を計算し、次に短期純譲渡損益と長期純譲渡損益を通算する。(損益通算後、)短期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算して通常所得のブラケットに応じた通常の税率が適用され、長期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算した場合の所得ブラケットに応じて通常とは異なる軽減税率が適用される。

(注2) 損益通算後、短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドル(約35万円)を限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で総所得から控除し、控除し切れない場合には無期限の繰越しが認められる。

(注3) 原則として、全ての源泉より生じる所得は、法律上別段の定めのある場合を除き、総所得金額に含まれる(所得区分なし)。

(注4) 調整総所得前控除では、事業経費、教員経費、個人退職勘定(IRAs)掛金、転勤費用等の控除が認められている。

(注5) 支払い利子については、調整総所得前控除において事業借入利子、賃貸活動から生じた利子及び適格教育ローン利子が、項目別控除を選択した場合には適格住宅ローン利子、投資利子が、それぞれ一定の限度の下で控除が認められる。

(注6) 2003年1月1日以降に始まる課税年度より施行。但し、2009年1月1日以降に始まる課税年度より2003年ブッシュ減税前(通常税率による総合課税)に復帰。

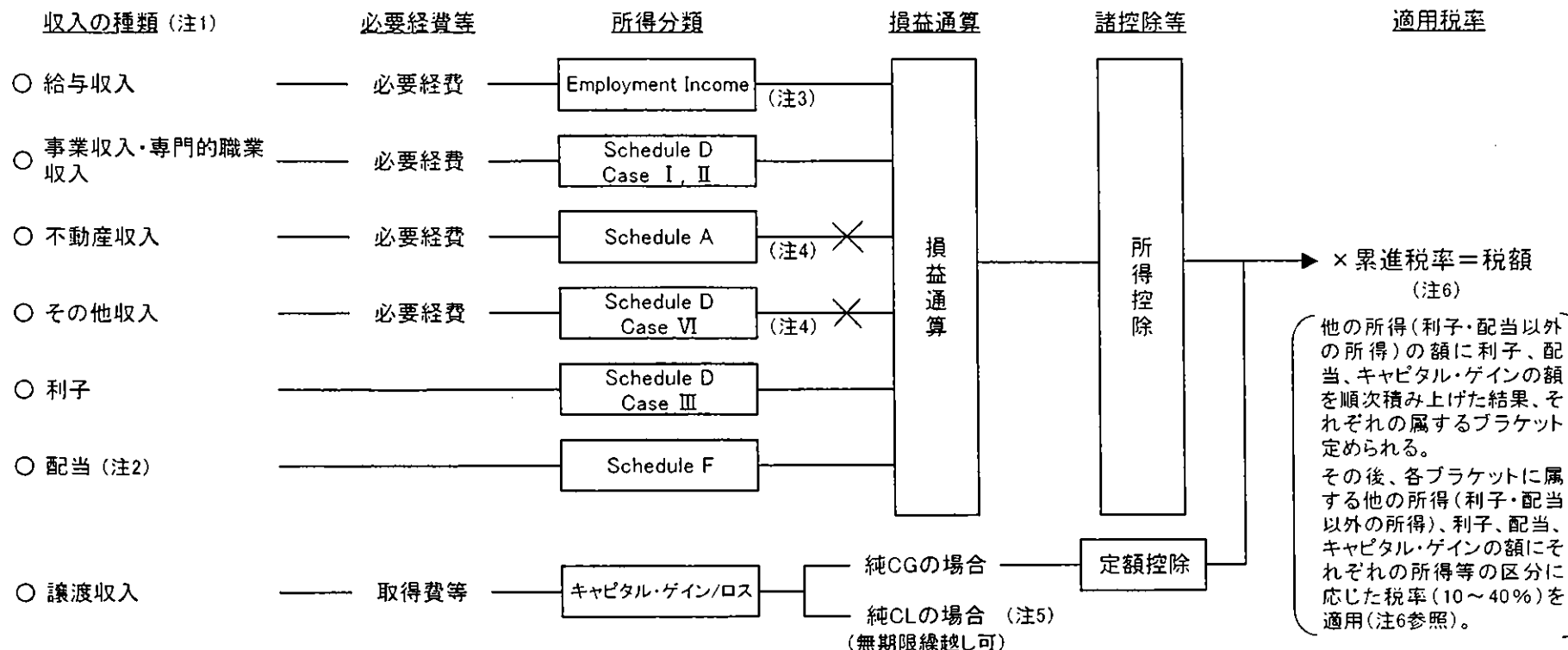
(注7) 2003年5月6日以降に終了する課税年度より施行。但し、2009年1月1日以降に始まる課税年度より2003年ブッシュ減税前(1年超保有:10%、20%、5年超保有:8%、20%(2006年以降18%))に復帰。

備考: 邦貨換算レートは、1ドル=115円(平成16年1月から平成16年6月適用の基準外国為替相場)

イギリスの個人所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)



(注1) 個人の「所得」については所得税が課税され、個人の「譲渡益(キャピタル・ゲイン)」についてはキャピタル・ゲイン税が課税される。

(注2) 株式の配当は、受取配当額とその10/90を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の10/90を控除する。

(注3) 2003年4月5日以降、給与、年金及び社会保障給付を対象としたSchedule Eという所得分類は廃止され、これらの所得は、それぞれ Employment Income、Pension Income 及び Social Security Income に分類されている(Income Tax (Earnings and Pensions) Act 2003)。

(注4) 不動産所得(Schedule A)及びその他所得(Schedule D, Case VI)に損失が生じた場合、その損失を他の所得と損益通算することは基本的に認められない。

(注5) 当期の全てのキャピタル・ゲインとキャピタル・ロス及び前期から繰り越されたキャピタル・ロスを通算し、なおキャピタル・ロス(純CL)が残る場合は、翌期以降のキャピタル・ゲインと無期限に通算することができる。

(注6) 利子・配当以外の所得、利子、配当及びキャピタル・ゲインに適用される税率はそれぞれ以下のとおり(2003年度)。

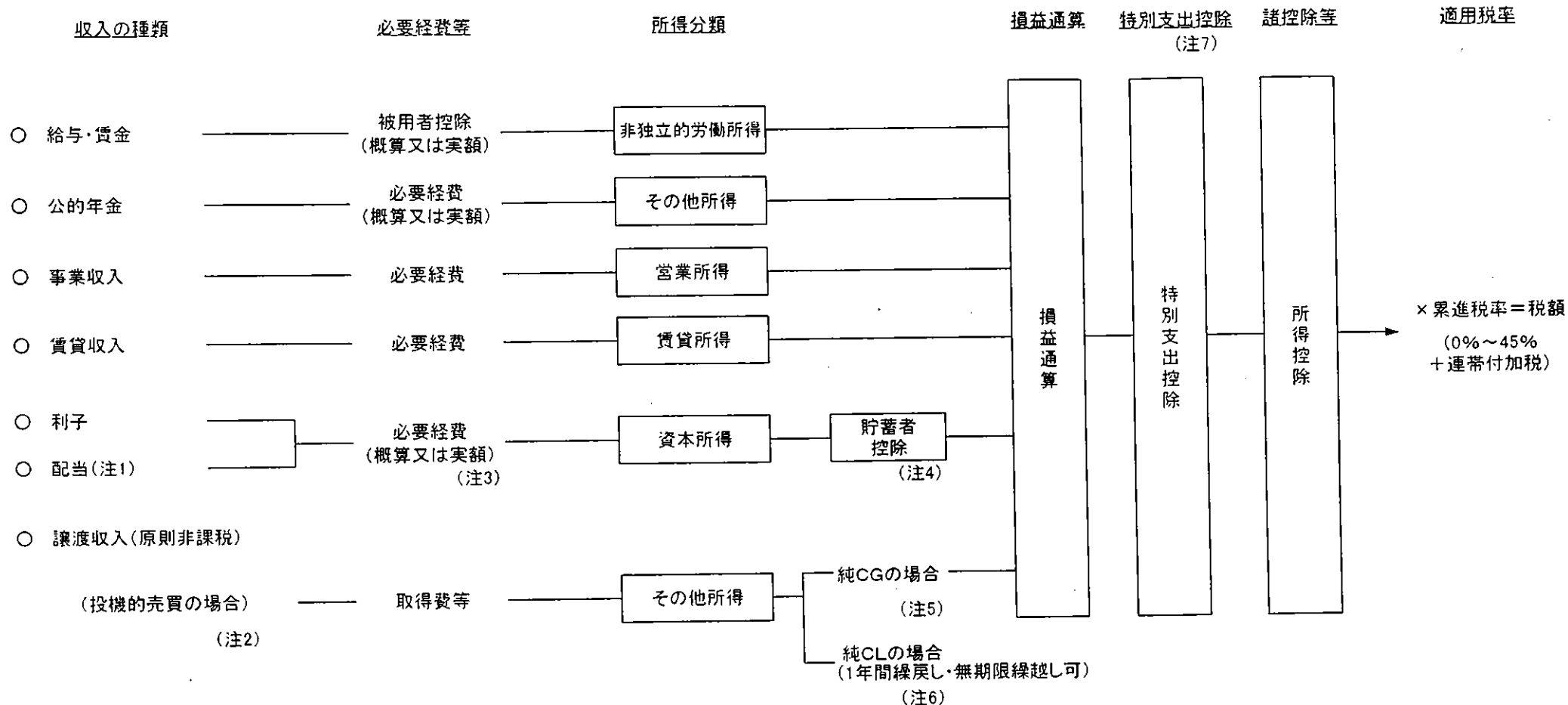
課税所得(ポンド)	利子・配当 以外の所得	利子	配当	キャピタル・ ゲイン
～ 1,960 (約 37 万円)	10%	10%	10%	10%
1,961～30,500 (約 576 万円)	22%	20%	10%	20%
30,501～	40%	40%	32.5%	40%

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド＝189円(裁定外国為替相場：平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

ドイツの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)
適用税率



(注1) 株式の配当は、受取配当額の1/2を課税所得に算入する。

(注2) 1年以下保有の有価証券の譲渡、10年以下保有の土地の譲渡等については、投機的売買とみなされ課税対象となる。

(注3) 資本所得(主に利子・配当)については、年間51ユーロ(約6,700円)の必要経費の概算控除が可能(実額控除との選択が可能)。

(注4) 利子等の資本所得については、必要経費の控除後、年間1,370ユーロ(約18万円)の貯蓄者控除が存在する。

(注5) 通算後なお譲渡益がある場合(純CGがある場合)には、他の所得と合算して総合課税される(但し、年間の純CG合計額が512ユーロ(約7万円)未満までの場合は非課税)。

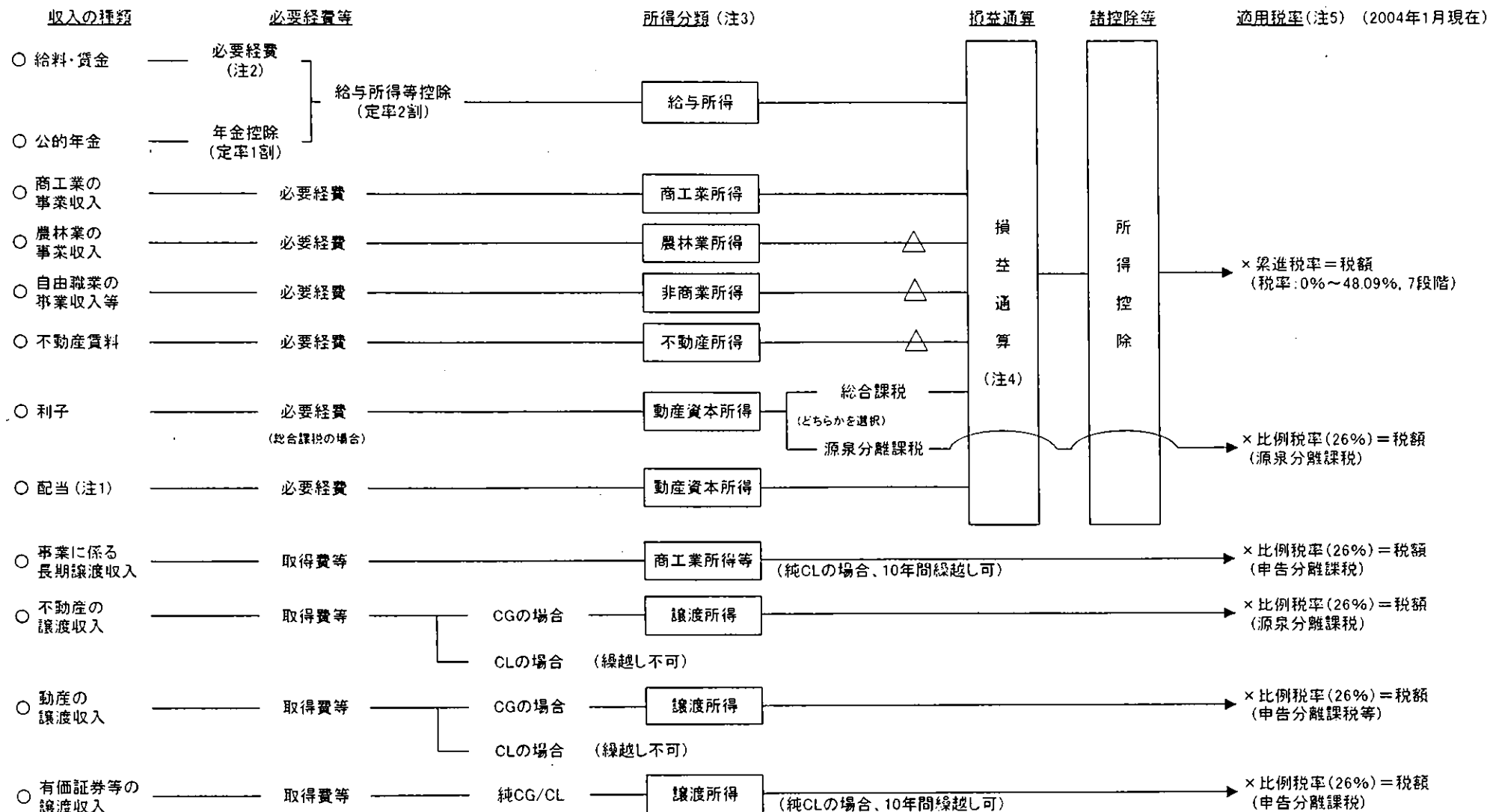
(注6) 投機的売買による譲渡損失がある場合には、投機的売買による譲渡益との間でのみ通算が可能である。投機的売買による譲渡益と譲渡損失を通算後、なお譲渡損失がある場合(純CLがある場合)には、損失の繰戻し(1年)及び繰越し(無期限)が認められる(他の所得との損益通算不可)。

(注7) 社会保険料、生命保険料、税務相談料、研修費等については、特別支出として概算又は実額による控除が認められる。

備考: 邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)

フランスの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 株式の配当は、受取配当額とその1/2を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の1/2を控除する。

(注2) 給料・賃金にかかる必要経費については、概算控除と実額控除の選択が可能。

(注3) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等の適用がある場合がある。

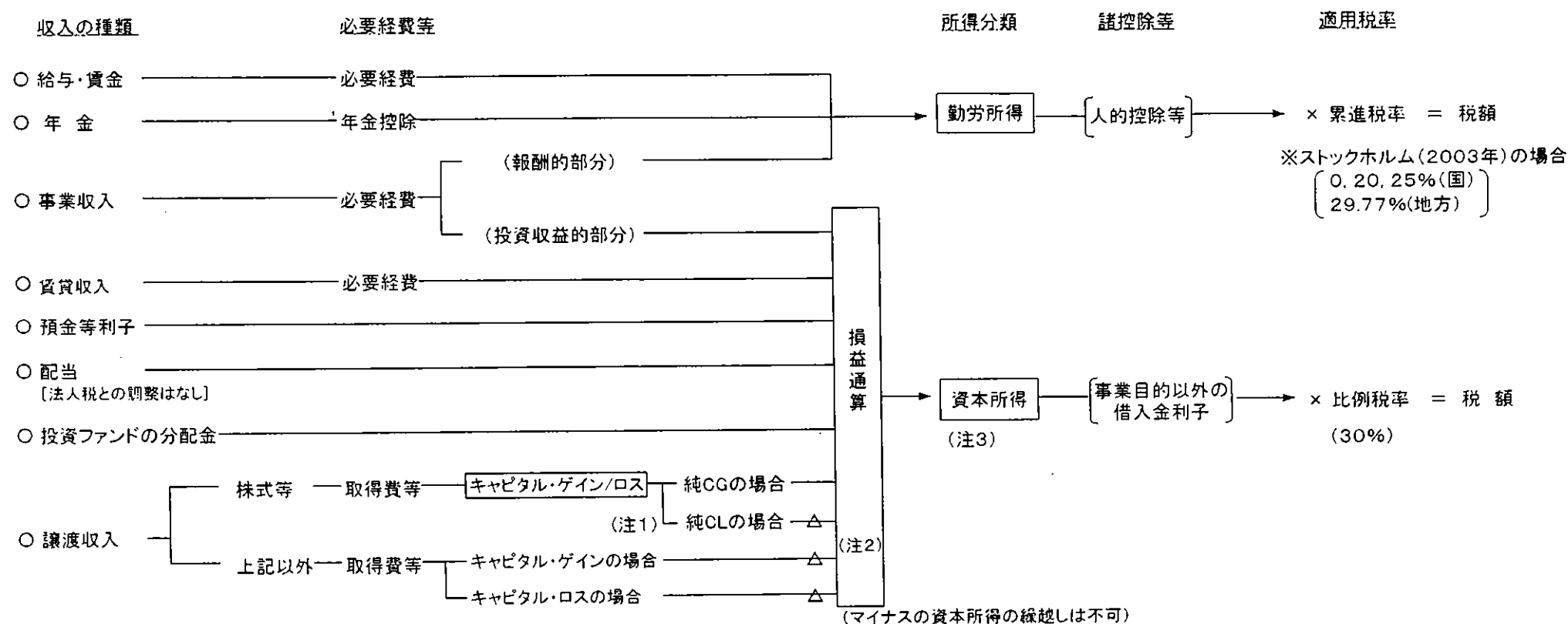
(注4) 農林業所得、非商業所得及び不動産所得に損失が生じた場合、総合課税に服する他の所得との損益通算は一定の限度の下で認められる。

(注5) 源泉分離課税及び申告分離課税の税率26%には、社会保障関連諸税(計10%)が含まれている。総合課税対象所得には累進税率に加えて、社会保障関連諸税(計8%または計10%)が別途課される。

スウェーデンの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

（2002年現在）



(注1) 株式等による譲渡損失は、その全額を株式等による譲渡益と通算可能。通算しきれない損失は、その70%をその他の資本所得から控除可能。

(注2) 譲渡損益の通算が認められる範囲は、譲渡資産の区分に応じて異なる。

(注3) 資本所得内での損益通算後、なお資本所得が負となる場合、SEK10万(約140万円)まではその30%、SEK10万超はその21%を勤労所得に係る税額から税額控除可。

(注4) 一定額(単独申告の場合はSEK150万(約2,100万円)、夫婦共同申告の場合はSEK200万(約2,800万円))を超える株式、不動産等の資産に対しては、富裕税(税率:純資産額×1.5%)が別途課される。

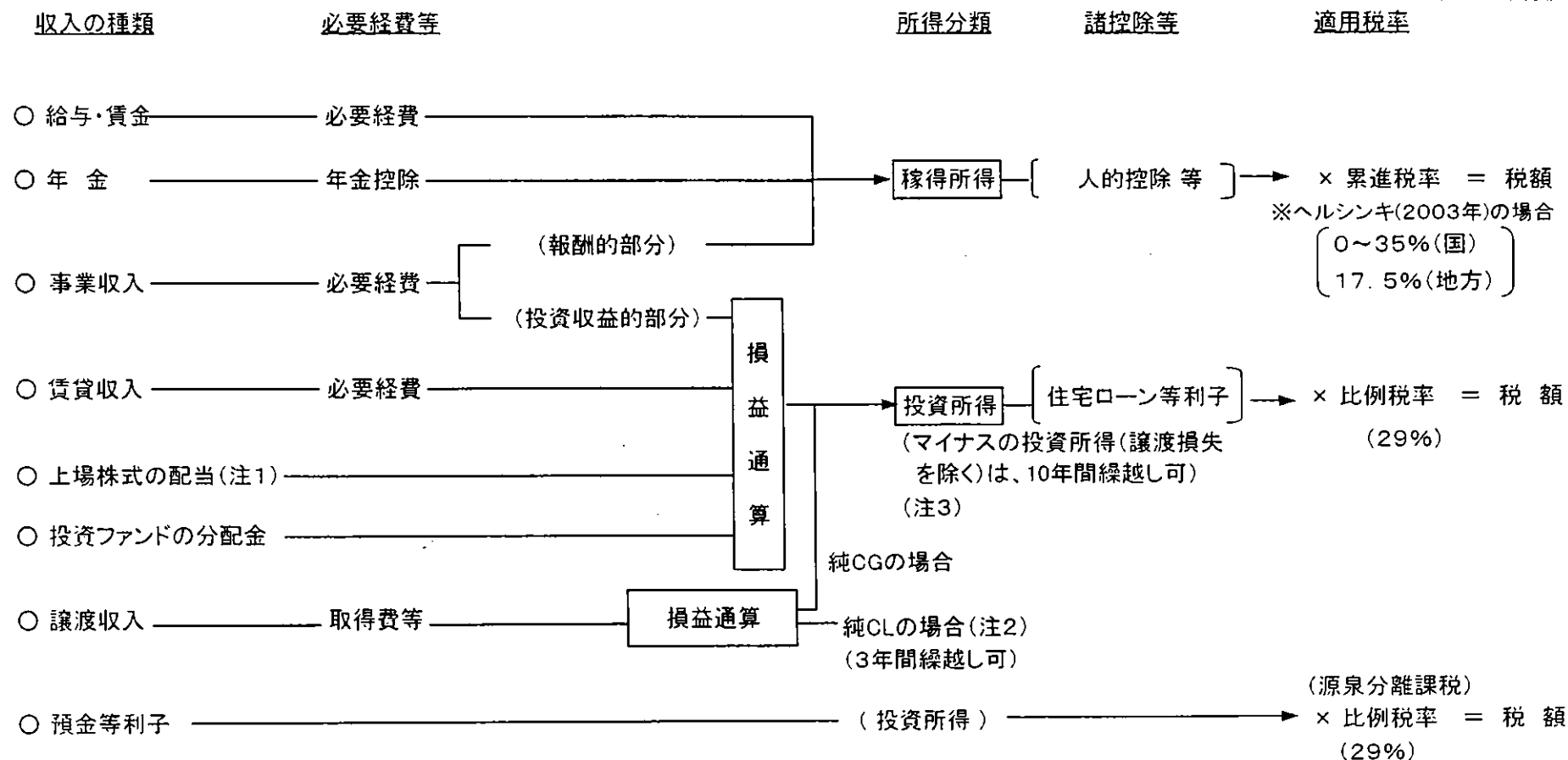
(出典) IBFD "European Taxation Database 2003 (Release 2)"等より作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ(SEK)=14円(裁定外国為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

フィンランドの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

（2001年現在）



(注1) 上場株式の配当は、受取配当額とその29/71を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の29/71を控除する(完全インピュテーション)。

(注2) 譲渡損失は、譲渡収入以外の他の投資所得と通算できない。

(注3) 投資所得が負となった場合、これに投資所得に係る税率(29%)を乗じた額(1,400ユーロ(約18万円)を限度とする)を稼得所得に係る税額から税額控除可。

(注4) 預金、不動産等の資産に対しては、富裕税(税率: 純資産額×0.9%)が別途課される。

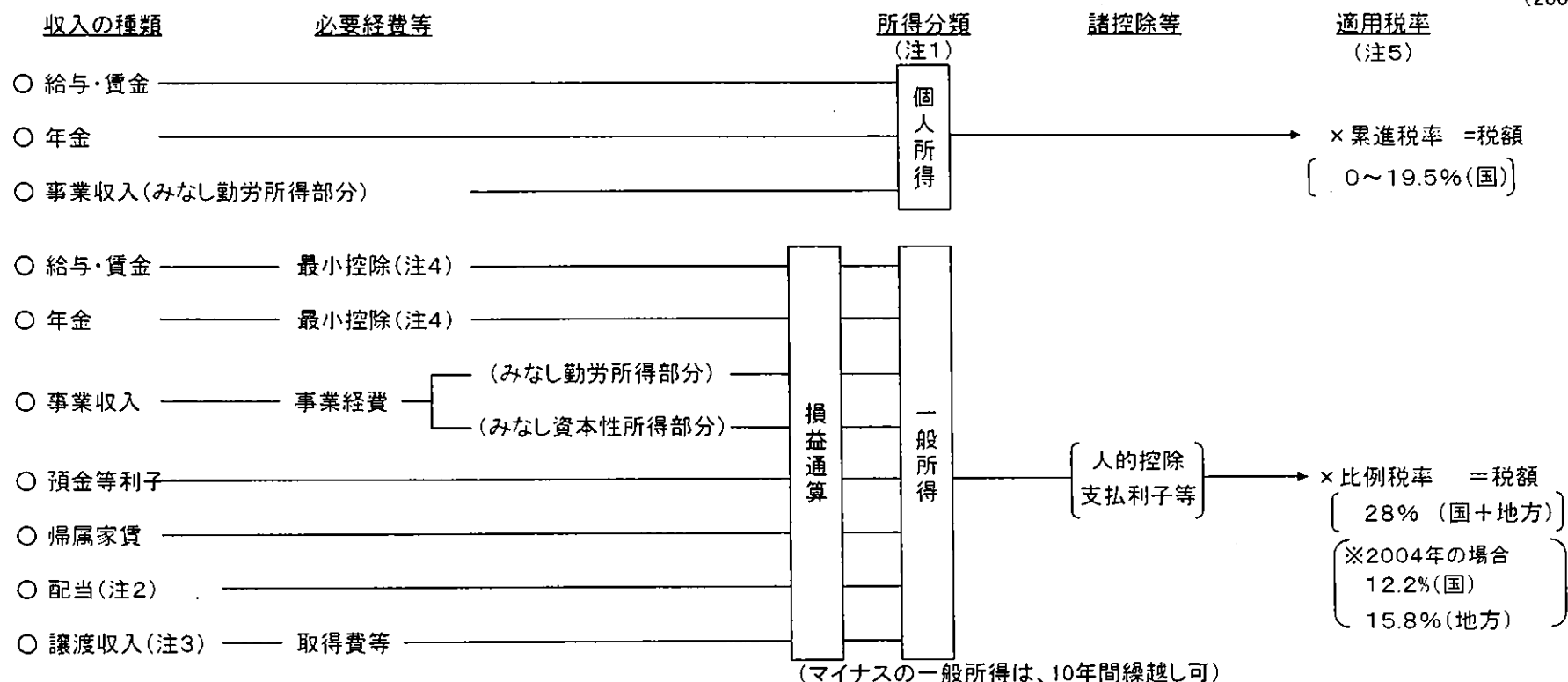
(出典) IBFD "European Taxation Database 2003 (Release 2)"等より作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場: 平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

ノルウェーの個人所得課税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2003年現在)



(注1) ノルウェーにおいては、資本所得を含む全ての所得に、諸控除等を適用して算出した一般所得に対し、比例税率(28%)を適用(国税と地方税の配分は、毎年見直される)。

また、一定額(2003年は原則NOK320,000(約512万円))以上の個人所得(勤労所得)に対し、別途、累進税率(13.5%, 19.5%)を適用(所得付加税(国税))。

(注2) 配当については、完全インビューテーションが適用される(株主は、法人の支払税額相当分の税額控除を受ける)。

(注3) 株式については、留保利益(又は損失)に応じて、毎年、取得価格が再評価される("RISKシステム")。

(注4) 給与・賃金及び年金所得については、その24%(最高NOK45,700(約73万円))を関連支出として概算控除できる(実額控除も選択可)。

(注5) 低所得の年金受給者については、その所得額や資産額等に応じて、免税又は軽減課税がなされる場合がある。

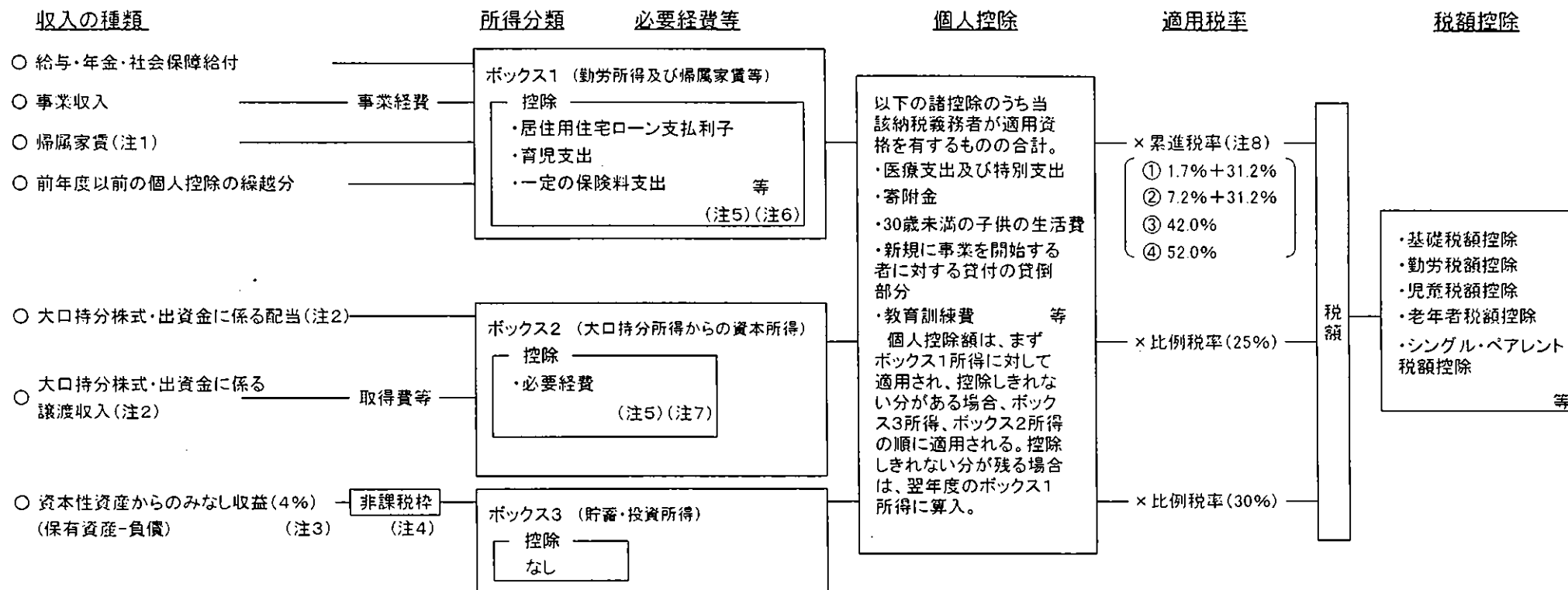
(注6) NOK120,000(約192万円)を超える市場価格のある全ての不動産、動産、債券に対しては、別途富裕税(国税は0.2%、0.4%の累進税率、地方税は0.7%の比例税率)が課される。

(出典) IBFD "European Taxation Database 2003 (Release 2)"等より作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1ノルウェー・クローネ(NOK) = 16円(裁定外国為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

オランダの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿
(2003年現在)



- (注1) 帰属家賃は、不動産評価法に基づいた資産価格に応じて、法定収益率(0.3%~0.8%)をかけて算出する(8,200ユーロ(約108万円)を限度)。
- (注2) 大口持分とは、当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて5%以上所有する場合の、私的有限会社(B.V.)、公的有限会社又は(N.V.)に対する持分。
- (注3) 保有資産の適正市場額は、1月1日と12月31日の市場価格の平均から算出する。対象となる保有資産には、貯金、別荘及び賃貸用住宅(居住用住宅は含まれない)、ボックス2に分類されなかった株式・その他の有価証券等が含まれる。また負債には居住用住宅に係る住宅ローン等は含まれない。なお、支払利子及びその他の経費の控除は認められない。
- (注4) 資本性資産には、18,800ユーロ(約248万円)の非課税枠(65歳以上である場合や、扶養する子供の数に応じて増額)がある。
- (注5) 各ボックス内で生じた控除しきれなかった部分と他のボックス所得との通算は認められない。
- (注6) ボックス1所得について控除しきれなかった部分は、3年間の繰戻し、8年間の繰越しが認められる。ただし、会計帳簿の適切な保存を条件に、事業に係る欠損金がボックス1内で最後に残った場合は無期限の繰越しが認められる。
- (注7) ボックス2所得について控除し切れなかった部分は、3年間の繰戻し、無期限の繰越しが認められる。ただし、一定の場合には、ボックス1に対する税額控除への転換が可能。
- (注8) 第1及び第2ブラケットの所得については、所得税に加え、31.2%の社会保険料が課される。

(出典) IBFD "European Taxation Database 2003 (Release2)"、オランダ租税関税庁ホームページ、オランダ財務省 "Taxation in Netherlands 2003"、同 "Revision of Taxation 2001" 等により作成。
(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

日本における主な個人向け金融商品に対する課税関係[概要]

		保有段階	売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	利子所得[20%源泉分離課税]	—	—	—	—
公社債	利付債	利子所得[20%源泉分離課税]	非課税	ないものとみなす	雑所得[総合課税]	課税関係なし
	割引債	—	非課税	ないものとみなす	雑所得[発行時18%源泉分離課税]	雑所得から控除可
株式	上場株式	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損(3年間繰越可)	—	—
	非上場株式	配当所得[20%源泉徴収]	譲渡所得[26%申告分離課税] 【改正案】 譲渡所得[20%申告分離課税]	株式譲渡損	—	—
投資信託等	公社債投資信託	利子所得[20%源泉分離課税]	非課税	ないものとみなす	利子所得[20%源泉分離課税]	ないものとみなす
	公募株式投資信託	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[26%申告分離課税] 【改正案】 譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損 【改正案】 株式譲渡損(3年間繰越可)	配当所得[20(10)%源泉徴収]	株式譲渡損 【改正案】 株式譲渡損(3年間繰越可)
	ETF	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損(3年間繰越可)	—	—
	Jリート	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損(3年間繰越可)	—	—

アメリカにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]

(2004 年 1 月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [10～35%の 6 段階で総合課税]	—	—
公社債		利子 [10～35%の 6 段階で総合課税]	売却・解約・償還による 実現額と調整投資基準額(注 3)の差額は、 プラスの場合、原則として、 短期(1 年以下保有)キャピタル・ゲイン [10～35%の 6 段階で総合課税] 長期(1 年超保有)キャピタル・ゲイン [5、15%の 2 段階で総合課税]	売却・解約・償還による 実現額と調整投資基準額(注 3)の差額は、 マイナスの場合、原則として、 キャピタル・ロスとしてキャピタル・ゲインと 損益通算し、純キャピタル・ロスが生じた 場合は、夫婦共同申告の場合で年間 3,000ドル(約 35 万円)まで、他の通常所得 (給与、利子、配当等)との通算が認めら れる(無期限の繰越し可)
		発行差金(OID)(注 2) [10～35%の 6 段階で総合課税]		
株式		配当 [5、15%の 2 段階で総合課税]		
投資信託等	一定の証券投資信託 (RIC:規制投資会社)	分配金の源泉別に課税。主なものとして、 配当の分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] 長期キャピタル・ゲインの分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] その他通常の分配(利子等) [10～35%の 6 段階で総合課税] 非課税利子の分配[非課税]		
	REIT (不動産投資信託)	分配金の源泉別に課税。主なものとして、 配当の分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] 長期キャピタル・ゲインの分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] その他通常の分配(不動産賃貸料等) [10～35%の 6 段階で総合課税]		

(注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型、異なる税務会計基準(現金主義又は発生主義)の採用、納税者番号の使用の有無等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。なお、上記課税関係は、連邦所得税のみを記述したものであり、殆どの州及び一部の市において、別途、個人所得税が課されることに留意。

(注2) 発行差金(OID: Original Issue Discount)とは、原則として、発行価格と満期時における表示償還価額との差額をさす。

(注3) 調整投資基準額(adjusted basis)とは、取得費(投資基準額:basis)を、未払い発生利子や発行差金(OID)等により加算調整し、プレミアム発行分の償却分等により減算調整したもの。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=115 円(平成 16 年 1 月から平成 16 年 6 月適用の基準外国為替相場)

イギリスにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004 年 1 月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子(Schedule D, Case III) [20%源泉徴収] [10、20、40%の3段階で総合課税]	—	—
公社債 (適格公社債)	利付債	利子(Schedule D, Case III) [20%源泉徴収] [10、20、40%の3段階で総合課税]	非課税	ないとみなす
	ゼロクーポン債(注2)	—	割引額(discount)(Schedule D, Case III) [10、20、40%の3段階で総合課税]	ないとみなす
株式		配当(Schedule F)(注3) [10、32.5%の2段階で総合課税]	キャピタル・ゲイン [10、20、40%の3段階で総合課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインとのみ通算が 認められる(無期限繰越し可)]
投資信託 (適格投資信託)	配当として分配が 行われる場合	配当の分配(Schedule F)(注3) [10、32.5%の2段階で総合課税]	キャピタル・ゲイン [10、20、40%の3段階で総合課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインとのみ通算が 認められる(無期限繰越し可)]
	利子として分配が 行われる場合	利子の分配(Schedule D, Case III) [20%源泉徴収] [10、20、40%の3段階で総合課税]		

(注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。個人の「所得」については所得税(通常の税率は10、22、40%の3段階)が課税され、個人の「譲渡益(キャピタル・ゲイン)」についてはキャピタル・ゲイン税が課税される。

(注2) ゼロクーポン債の換金段階では、割引額(discount)に対して所得税が課税される(キャピタル・ゲイン税は非課税とされている)。

(注3) 株式の配当(投資信託の配当の分配)は、受取配当(分配)額とその10/90を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当(分配)額の10/90を控除する。

ドイツにおける主な個人向け金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004年1月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [30%源泉徴収] [16%～45%+連帯付加税で総合課税]	—	—
公社債	利付債	利子 [30%源泉徴収] [16%～45%+連帯付加税で総合課税]	原則、非課税(注3)	原則、ないとみなす(注4)
	ゼロクーポン債	—	利子とみなす [16%～45%+連帯付加税で総合課税]	ないとみなす
株式		配当(注2) [20%源泉徴収] [16%～45%+連帯付加税で総合課税]	原則、非課税(注3)	原則、ないとみなす(注4)
投資信託等		分配金の源泉別に課税。主なものとして、 利子の分配 [30%源泉徴収] 配当の分配(注2) [20%源泉徴収] [16%～45%+連帯付加税で総合課税]	原則、非課税(注3)	原則、ないとみなす(注4)

- (注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。
- (注2) 株式の配当(株式投資信託の配当の分配)は、受取配当(分配)額の1/2を課税所得に算入する。
- (注3) 換金段階の利益は、原則として非課税とされているが、投機的売買の場合(1年以下保有の有価証券の譲渡)については、その他所得として総合課税の対象となる。
- (注4) 換金段階の損失は、原則としてないとみなされるが、投機的売買による譲渡損失がある場合には、投機的売買による譲渡益との間でのみ通算が可能である。投機的売買による譲渡益と譲渡損失を通算後、なお譲渡損失がある場合には、損失の繰戻し(1年)及び繰越し(無期限)が認められる(他の所得との損益通算不可)。

フランスにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004 年 1 月現在)

		保有段階	換金段階			
			売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [26%源泉分離課税または総合課税]	—			
公社債	利付債	利子 [26%源泉分離課税または総合課税]	キャピタル・ゲイン [26%申告分離課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインと のみ通算が認められ る(10 年間繰越可)]	償還プレミアム [26%源泉分離課税 または総合課税]	利子に係る損失 [償還の前年に支払わ れた当該債券の利子と のみ通算が認められる (総合課税の場合)]
	ゼロクーポン債	—			—	—
株式		配当(注 4) [総合課税]			—	
投資信託	会社型投資信託 (SICAV) 及び 契約型投資信託 (FCP)	分配金の源泉別に課税(注 5)。 主なものとして、 利子の分配 [26%源泉分離課税または総合課税] 配当の分配(注 4) [総合課税]			キャピタル・ゲイン [26%申告分離課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインと のみ通算が認められる (10 年間繰越可)]

(注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) 総合課税の場合、利子、配当及び償還プレミアムは、他の所得と合算した上で累進税率(6.83～48.09%の 6 段階)が適用されるが、合算前に別途社会保障関連諸税(計 10%)が課される。

(注3) 源泉分離課税及び申告分離課税の税率 26%には、社会保障関連諸税(計 10%)が含まれる。

(注4) 株式の配当(投資信託の配当の分配)は、受取配当(分配)額とその1/2を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当(分配)額の1/2を控除する。

(注5) 個人投資家が会社型投資信託(SICAV)または契約型投資信託(FCP)から受け取る分配金については、分配金の原資となる運用益の所得の種類(利子、配当、非課税所得等)により、課税関係が異なる。

スウェーデンにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004 年 1 月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金		資本所得 [30%源泉徴収] [30%の比例税率]	—	—
公社債		[利子] 資本所得 [30%源泉徴収] [30%の比例税率]	資本所得 [30%の比例税率]	キャピタル・ロス [キャピタル・ロスは、その 100%を資本所得から 控除可(繰越しは不可)。]
		[割引額(discount)] —		
株式		資本所得 [30%源泉徴収] [30%の比例税率]	資本所得 [30%の比例税率]	キャピタル・ロス [キャピタル・ロスはその 100%を株式・株式投資 信託(公開)等のキャピタル・ゲインと通算可。 通算しきれない場合は、その 70%をその他の資 本所得から控除可(繰越しは不可)。]
投資信託等	株式投資信託 (公開)	資本所得 [30%源泉徴収] [30%の比例税率]	資本所得 [30%の比例税率]	キャピタル・ロス [キャピタル・ロスは、その 70%を資本所得から 控除可(繰越しは不可)。]
	株式投資信託 (未公開)	資本所得 [30%源泉徴収] [30%の比例税率]	資本所得 [30%の比例税率]	

(注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) スウェーデンにおいては、勤労所得と資本所得を分離して課税しており(二元的所得税制度)、資本所得については、利子、配当、キャピタル・ゲイン、家賃収入等を合算し、借入利子とキャピタル・ロスを控除した額に対して、一律 30%の比例税率を適用する。